

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 約款の公表	5
第4条 用語の定義	5
第5条 Universal Oneサービスの種類等	8
第5条の2 外国における取扱い	8
第2章 Universal Oneサービスの提供区間等	9
第6条 Universal Oneサービスの提供区間等	9
第3章 契約	9
第1節 V P Nサービスに係る契約	9
第7条 契約の種別等	9
第8条 契約の単位	9
第9条 契約者回線又は加入者回線の終端	9
第10条 Universal Oneサービス区域	9
第11条 加入者回線又は他社接続契約者回線の収容	9
第12条 V P N契約申込の方法	9
第13条 V P N契約申込の承諾	10
第14条 最低利用期間	11
第15条 種類等の変更	11
第16条 所属V P Nグループの変更	11
第17条 回線収容部等の変更	11
第18条 契約者回線又は加入者回線の移転	11
第19条 その他の契約内容の変更	11
第20条 Universal One利用権の譲渡	11
第21条 Universal One契約者が行うV P N契約の解除	12
第22条 当社が行うV P N契約の解除	12
第23条 協定事業者の契約の解除等に伴う回線契約の扱い	13
第24条 契約事業者等の契約の変更に伴う回線契約の扱い	13
第25条 その他の提供条件	13
第2節 専用サービスに係る契約	13
第25条の2 契約の種別等	13
第25条の3 契約の単位	13
第25条の4 契約者回線又は加入者回線の終端	13
第25条の5 Universal Oneサービス区域	14
第25条の6 加入者回線の収容	14
第25条の7 専用契約申込の方法	14
第25条の8 専用契約申込の承諾	14
第25条の9 最低利用期間	15
第25条の10 種類等の変更	15
第25条の11 契約者回線又は加入者回線の移転	15

第25条の12	その他の契約内容の変更.....	15
第25条の13	Universal One利用権の譲渡.....	15
第25条の14	Universal One契約者が行う専用契約の解除.....	16
第25条の15	当社が行う専用契約の解除.....	16
第25条の16	その他の提供条件.....	16
第3節	国際VPNサービスに係る契約.....	16
第25条の17	契約の種別等.....	16
第25条の18	契約の単位.....	16
第25条の19	最低利用期間.....	17
第25条の20	Universal One契約者が行う国際VPN契約の解除.....	17
第25条の21	その他の提供条件.....	17
第4章	付加機能.....	18
第26条	付加機能の提供.....	18
第27条	付加機能の変更.....	18
第27条の2	付加機能の最低利用期間.....	18
第28条	付加機能の廃止.....	18
第5章	回線相互接続.....	19
第29条	当社又は他社の電気通信回線の接続.....	19
第6章	SIMカードの貸与等.....	19
第30条	SIMカードの貸与.....	19
第31条	SIMカードの返還.....	19
第7章	利用中止等.....	19
第32条	利用中止.....	19
第33条	利用停止.....	19
第34条	接続休止等.....	20
第8章	通信.....	21
第35条	通信利用の制限等.....	21
第35条の2	C&Cサーバ等との通信の遮断等.....	22
第36条	他社接続契約者回線による制約.....	22
第36条の2	通信量の測定.....	23
第9章	料金等.....	23
第1節	料金及び工事に関する費用.....	23
第37条	料金及び工事に関する費用.....	23
第2節	料金等の支払義務.....	23
第38条	利用料金の支払義務.....	23
第39条	手続きに関する料金の支払義務.....	24
第40条	工事費の支払義務.....	24
第40条の2	設備費の支払義務.....	25
第3節	料金の計算方法等.....	25
第41条	料金の計算方法等.....	25
第4節	割増金及び延滞利息.....	25
第42条	割増金.....	25
第43条	延滞利息.....	25
第10章	保守.....	25
第44条	Universal One契約者の維持責任.....	25
第45条	Universal One契約者の切分責任.....	26
第46条	修理又は復旧の順位.....	26
第11章	損害賠償.....	26
第47条	責任の制限.....	26

第48条	免責	27
第12章	雑則	27
第48条の2	ポータル契約の締結	27
第49条	承諾の限界	28
第50条	不可抗力	28
第51条	Universal Oneサービスの廃止	28
第52条	利用に係るUniversal One契約者の義務	28
第53条	回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提 供等	29
第54条	技術資料の閲覧	29
第54条の2	Universal One契約者に対する通知	29
第55条	回線契約者からの通知	30
第56条	回線契約者の氏名等の通知	30
第57条	協定事業者からの通知	31
第58条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	31
第59条	法令に規定する事項	31
第60条	個人情報の取り扱い	31
第61条	閲覧	31
第13章	附帯サービス	31
第62条	附帯サービス	31
別記		32
1	Universal Oneサービスの提供区間	32
2	協定事業者	32
3	Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信 サービスの契約	33
4	Universal One契約者の地位の承継	34
5	Universal One契約者の氏名等の変更の届出	35
5の2	Universal Oneサービスにおける禁止事項	35
6	回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	35
7	自営端末設備の接続	36
8	自営端末設備に異常がある場合等の検査	36
9	自営電気通信設備の接続	37
10	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	37
10の2	電気通信役務契約等状況報告等	37
11	当社の維持責任	37
12	個人情報の開示	37
13	回線制御装置の提供等	37
13の2	回線制御装置の販売等	38
13の3	仮想化制御装置の販売等	39
13の4	BBルーターの提供等	39
13の5	E/Sコンバータの提供等	39
14	トラフィックレポートの提供	40
15	保守オプションサービスの提供	40
15の2	クラウドコネクタ接続機能サポートサービスの提供	41
15の3	UTM機能サポートサービスの提供	42
16	利用権に関する事項の証明	43
17	支払証明書の発行	43
17の2	申込みの一元受付	43
18	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	43

19 新聞社等の基準	44
料金表	45
通則	45
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	76
第1類 利用料金	76
第2類 手続きに関する料金	137
第2表 工事に関する費用	138
第1類 工事費	138
第2類 設備費	144
第3表 附帯サービスに関する料金	145
第1 利用権に関する事項の証明手数料	145
第2 支払証明書の発行手数料	145
第3 回線制御装置使用料	145
第4 回線制御装置に係る工事費	149
第5 保守オプションサービスに係る料金	149
第6 仮想化制御装置の販売価格	150
第7 BBルーターの使用料	150
第8 BBルーターの工事費	151
第9 クラウドコネクタ接続サポートサービスに係る料金	151
第10 UTM機能サポートサービスに係る料金等	151
第11 E/Sコンバータ使用料	152
料金表別表	153
附則	156

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第1編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第1種（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「Universal Oneサービス」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、Universal Oneサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Universal One網	主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Universal Oneサービス	(1) Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2) 契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス
5 Universal Oneサービス取扱所	(1) Universal Oneサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりUniversal Oneサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 Universal One契約	当社からUniversal Oneサービスの提供を受けるための契約
7 Universal One契約者	当社とUniversal One契約を締結している者

8 V P N 契約	Universal One契約であって、当社からV P Nサービスの提供を受けるためのもの
9 専用契約	Universal One契約であって、当社から専用サービスの提供を受けるためのもの（臨時専用契約となるものを除きます。）
10 臨時専用契約	Universal One契約であって、30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
11 国際V P N契約	Universal One契約であって、国際V P Nサービスの提供を受けるためのもの
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
14 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
15 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
16 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
17 契約者回線	(1) V P N契約に基づいてUniversal Oneサービス取扱所に設置される交換等設備（交換設備及びその電気通信回線の終端に対向する装置並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）とその交換等設備のあるUniversal Oneサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。） (2) 一端又は両端がUniversal Oneサービス取扱所内の当社が指定する場所（相互接続点を除きます。）に終端する専用回線の一部であって、そのUniversal Oneサービス取扱所内の終端に係るUniversal Oneサービス取扱所内の部分
18 加入者回線	(1) V P N契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、V P N契約に基づいてUniversal Oneサービス取扱所に設置される交換等設備とそのUniversal One契約者が指定する場所との間に設置されるもの (2) V P N契約に基づいて当社の無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備をいいます。）とUniversal One契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限り、ます。）との間に設定される電気通信回線 (3) 専用回線の一部であって、専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とUniversal Oneサービス取扱所との間の部分（契約者回線となるものを除きます。）

19 他社接続契約者回線	相互接続点を介してUniversal One網と相互に接続する電気通信回線（別記2に掲げる契約に基づいて設置されるものに限りです。）であって、協定事業者が、協定事業者とその電気通信回線に係る契約者との間の契約に基づいて、その契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
20 回線収容部	加入者回線又は他社接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
21 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 加入者回線 (3) 他社接続契約者回線 (4) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
22 国際回線	国際VPNサービスに係る契約者回線等又は外国（当社が直接電気通信サービスを提供していない国又は地域をいいます。以下同じとします。）側の電気通信回線
23 VPNグループ	相互に通信を行うことのできるUniversal One契約に係る契約者回線等から構成されるグループ
24 代表契約	Universal One契約であって、そのVPNグループに所属する契約者回線等相互間の通信又はVPNグループに係る設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うためのもの
25 代表契約者	当社と代表契約を締結している者
26 回線契約	(1) VPN契約又は国際VPN契約であって、その契約者回線等からUniversal One網に接続して通信を行うためのもの (2) 専用契約又は臨時専用契約であって、専用回線の一端に係るもの
27 回線契約者	当社と回線契約を締結している者
28 メイン契約	回線契約であって、バックアップ契約以外のもの
29 バックアップ契約	回線契約であって、契約者回線等に係る通信の二重化を図るためのもの
30 メイン契約者	当社とメイン契約を締結している者
31 バックアップ契約者	当社とバックアップ契約を締結している者
32 DSL回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るもの
33 光アクセス回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(2)に掲げる契約に係るもの

34 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
35 自営端末設備	(1) 回線契約者が設置する端末設備 (2) 当社のSoftware-Defined Network Service利用規約に基づき、当社が設置する端末設備
36 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
37 S I Mカード	ワイヤレス回線番号その他の情報を記憶することができるものであって、当社がUniversal Oneサービス（この表の13欄の②に規定する加入者回線に係るものに限り、）の提供のために回線契約者に貸与するもの
38 技術基準等	(1) 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号） (3) 端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
39 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（Universal Oneサービスの種類等）

第5条 Universal Oneサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
V P N サービス	Universal One網を使用して符号の伝送交換を行うUniversal Oneサービスであって、国際V P Nサービス以外のもの
専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行うUniversal Oneサービス
国際V P Nサービス	(1) 外国の電気通信サービスを利用して提供するUniversal Oneサービス (2) 外国側の電気通信回線との間の符号の伝送交換を行うための契約者回線等を設置して提供するUniversal Oneサービス

2 Universal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）には、料金表通則に規定する区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等（以下「区別等」といいます。）があります。

3 国際V P Nサービスには、当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する区別等があります。

（外国における取扱い）

第5条の2 Universal Oneサービスの取扱いについては、外国の関連法令その他の規制及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。

この場合、Universal One契約者はその制限に従っていただきます。

第2章 Universal Oneサービスの提供区間等 (Universal Oneサービスの提供区間等)

第6条 当社は、Universal Oneサービスを、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、別記2に掲げる協定事業者の他社接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を閲覧に供します。
- 3 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第3章 契約

第1節 VPNサービスに係る契約 (契約の種別等)

第7条 VPNサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 代表契約
 - (2) 回線契約
- 2 回線契約には、次の種類があります。
ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (1) メイン契約
 - (2) バックアップ契約

(契約の単位)

第8条 VPN契約の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1のVPN契約につき1人に限ります。

- (1) 代表契約の場合
当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。
- (2) 回線契約の場合
当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第9条 当社は、Universal Oneサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議します。

(Universal Oneサービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、VPNサービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。

(加入者回線又は他社接続契約者回線の収容)

第11条 当社は、当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部に加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。

- 2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(VPN契約申込の方法)

第12条 代表契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により代表契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約の種別

- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。
- (1) 契約の種別及び回線契約の種類
 - (2) Universal Oneサービスの種類及び区別等
 - (3) 所属するVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
 - (4) 契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所
 - (5) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限りします。）
 - (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- (注) 本条第2項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がVPNサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(VPN契約申込の承諾)

第13条 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その代表契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 代表契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 代表契約の申込みをした者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 代表契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (6) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の場合には、その回線契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 回線契約の申込みをした者が、他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレックス別契約型に係るものを除きます。）について、協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
 - (3) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (4) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (5) 回線契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (7) 回線契約の申込みをした者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 回線契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (10) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者が同一の者とならないとき。

(ii) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
(最低利用期間)

第14条 V P Nサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(種類等の変更)

第15条 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(V P N契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(所属V P Nグループの変更)

第16条 回線契約者は、所属V P Nグループの変更(そのUniversal One契約の所属先となるV P Nグループを変更することその他の変更をいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(V P N契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部等の変更)

第17条 回線契約者が他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを協定事業者に行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更等を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条(V P N契約申込の承諾)第3項各号のいずれかに該当するときは、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、回線契約者は、V P Nサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その回線契約者にそのことを通知します。

(契約者回線又は加入者回線の移転)

第18条 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(V P N契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 Universal One契約者は、第12条(V P N契約申込の方法)第1項第2号又は第2項第6号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(V P N契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(Universal One利用権の譲渡)

第20条 Universal One利用権(Universal One契約者がUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署

に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりUniversal One利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) その譲受人（回線契約に係る者に限ります。）が、その他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。）について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。
 - (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
 - (3) 所属VPNグループの代表契約者の同意が得られないとき。
 - (4) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (5) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) その譲渡について、他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (7) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - (10) メイン契約者とバックアップ契約者とが同一の者とならないとき。
 - (11) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 Universal One利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Universal One契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（Universal One契約者が行うVPN契約の解除）

第21条 Universal One契約者は、VPN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

（当社が行うVPN契約の解除）

- 第22条** 当社は、第33条（利用停止）の規定によりVPNサービスの利用を停止されたUniversal One契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのVPN契約を解除することがあります。
- 2 当社は、Universal One契約者が第33条第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、VPNサービスの利用停止をしないでそのVPN契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、代表契約が解除された場合は、そのVPNグループに係るすべての回線契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、VPNグループに係るすべての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。
 - 5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。
 - 6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、VPNサービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、そのVPN契約を解除することがあります。
 - 7 当社は、前6項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。

(協定事業者の契約の解除等に伴う回線契約の扱い)

第23条 当社は、回線契約者から接続中止（回線契約に係る他社接続契約者回線が、契約の解除、利用休止又はその他の事由により、VPNサービスと接続されなくなること

をいいます。以下この条において同じとします。）する旨の届出があったとき又は当社が接続中止の事実を知ったときは、その回線契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その回線契約者から回線契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、回線契約者とその回線契約に係る他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。）について協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その回線契約を解除することがあります。

(契約事業者等の契約の変更に伴う回線契約の扱い)

第24条 当社は、光アクセス回線（加入者回線に係るものに限りま

す。）に係る電気通信事業者がその回線契約に係る光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りま

す。）について、その電気通信事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更

を技術上又は業務の遂行上の理由で行う場合は、回線契約者にそのことをあらかじめ通知し、その回線契約に係る区別等の変更又は契約の解除を行うものとします。

（注）本条に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン3-1に係るもの及びメニュー5-2のI型の100Mb/s品目に係るものとします。

(その他の提供条件)

第25条 VPN契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第2節 専用サービスに係る契約

(契約の種別等)

第25条の2 専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
代表契約及び回線契約
- (2) 臨時専用契約
回線契約

2 回線契約には、次の種類があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) メイン契約
- (2) バックアップ契約

(契約の単位)

第25条の3 専用契約（臨時専用契約を含みます。以下、この節において同じとします。）の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1の専用契約につき1人に限ります。

- (1) 代表契約の場合
当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。
- (2) 回線契約の場合
当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第25条の4 当社は、Universal Oneサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議

します。

(Universal Oneサービス区域)

第25条の5 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、専用サービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。

(加入者回線の収容)

第25条の6 当社は、当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部に加入者回線を収容します。

- 2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の加入者回線を収容します。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(専用契約申込の方法)

第25条の7 代表契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により代表契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約の種別
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。
 - (1) 契約の種別及び回線契約の種類
 - (2) Universal Oneサービスの種類及び区別等
 - (3) 所属VPNグループ
 - (4) 契約者回線又は加入者回線に係る終端の場所
 - (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(専用契約申込の承諾)

第25条の8 当社は、専用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その代表契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 代表契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 代表契約の申込みをした者が、第33条(利用停止)第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 代表契約の申込みをした者が、第52条(利用に係るUniversal One契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (6) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の場合には、その回線契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 回線契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 回線契約の申込みをした者が、第33条(利用停止)第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 回線契約の申込みをした者が、第52条(利用に係るUniversal One契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

- (6) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (7) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者が同一の者とならないとき。
- (8) 臨時専用契約であって、当社が専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (9) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第25条の9 専用サービス（臨時専用契約に係るものを除きます。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(種類等の変更)

第25条の10 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線又は加入者回線の移転)

第25条の11 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第25条の12 Universal One契約者は、第25条の7（専用契約申込の方法）第1項第2号又は第2項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(Universal One利用権の譲渡)

第25条の13 Universal One利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、臨時専用契約に係るUniversal One利用権は譲渡することができません。

2 Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりUniversal One利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意が得られないとき。
- (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第52条（利用に係る

Universal One契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(7) メイン契約者とバックアップ契約者とが同一の者とならないとき。

(8) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 Universal One利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Universal One契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(Universal One契約者が行う専用契約の解除)

第25条の14 Universal One契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第25条の15 当社は、第33条(利用停止)の規定により専用サービスの利用を停止されたUniversal One契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その専用契約を解除することがあります。

2 当社は、Universal One契約者が第33条第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用サービスの利用停止をしないでその専用契約を解除することがあります。

3 当社は、代表契約が解除された場合は、そのVPNグループに係るすべての回線契約を解除することがあります。

4 当社は、VPNグループに係るすべての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。

5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。

6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、専用サービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、その専用契約を解除することがあります。

7 当社は、前6項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第25条の16 専用契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第3節 国際VPNサービスに係る契約

(契約の種別等)

第25条の17 国際VPNサービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) 代表契約(VPNサービスと同一のものとします。)

(2) 回線契約

2 回線契約には、次の種類があります。

(1) メイン契約

(2) バックアップ契約

(契約の単位)

第25条の18 国際VPN契約の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1の国際VPN契約につき1人に限ります。

(1) 代表契約の場合

当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。

(2) 回線契約の場合

当社は、1の国際回線ごとに1の回線契約を締結します。

(最低利用期間)

第25条の19 国際VPNサービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、国際VPNサービスの提供を開始した日又は国際VPNサービスの区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。
ただし、当社が別に定める回線契約については、最低利用期間満了の日から60日前までに回線契約者から回線契約の解除の申出がないときは、その回線契約に係る最低利用期間はさらに1年間延長することとし、その後もこの例によります。
- 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する月額料金に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 回線契約者は、最低利用期間内に国際VPNサービスの区別等の変更又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の月額料金の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の月額料金の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。
- 5 Universal One契約者は、第2項の最低利用期間内に国際VPNサービスの区別等の変更があった場合に、当社がサービス提供事業者（外国において国際VPNサービスに係る電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）から残余の期間に対応する月額料金その他の費用の請求を受けたときは、その額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- 6 前項の場合において、変更後の国際VPNサービスに係る最低利用期間については、その変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱うことがあります。
- 7 前項までの規定にかかわらず、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームに別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(Universal One契約者が行う国際VPN契約の解除)

第25条の20 Universal One契約者は、国際VPN契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の60日前（当社が別に定めるサービス提供事業者の電気通信サービスを利用している場合は、90日前とします。）までに、そのことを当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(その他の提供条件)

第25条の21 当社は、外国においてサービス提供事業者から国際VPNサービスの提供（国際VPNサービスの提供に必要な権利の譲渡を含みます。）を委嘱する権限を有することとします。

- 2 当社は、外国の法令又はサービス提供事業者の要請等に基づき、Universal One契約者又は使用者（Universal One契約者が指定した国際VPNサービスの使用者をいいます。以下同じとします。）から当社の指定する書面を提出していただくことがあります。
- 3 2に規定するほか、Universal One契約者又は使用者は、次に掲げる場合、外国の関連法令その他の規制を遵守し課税問題を惹起させないために、サービス提供事業者との間で電気通信サービスに係る個別の契約を締結していただきます。
 - (1) 関連法令その他の規制により、Universal One契約者又は使用者がその国又は地域において電気通信サービスの提供に必要な免許等を有するサービス提供事業者と契約を締結することが求められているとき。
 - (2) サービス提供事業者とUniversal One契約者又は使用者が契約を締結しない場合、当社がその国又は地域における課税対象者となるおそれがあるとき。
- 4 当社は、国際VPNサービスに係る一部の提供条件を当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームにて定めるものとします。
- 5 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、Universal One契約者（臨時専用契約に係る者を除きます。）から請求があったときは、料金表第1表（料金）又は当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところにより付加機能を提供します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。
- (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (2) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (7) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の変更)

第27条 Universal One契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の最低利用期間)

第27条の2 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能に限ります。以下本条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。
- 3 代表契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又はその付加機能に係る代表契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料（料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 4 代表契約者は、最低利用期間内に付加機能の区分の変更があった場合は、変更前の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 5 前4項の規定にかかわらず、国際VPNサービスに係る付加機能の最低利用期間については、当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) Universal One契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

- (2) その付加機能の提供を受けているUniversal One契約の解除があったとき。
- 2 前項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、料金表第1表（料金）に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

第5章 回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線の接続）

- 第29条** 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により当社に請求していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 SIMカードの貸与等

（SIMカードの貸与）

- 第30条** 当社は、1の回線契約者（料金表通則に規定するワイヤレスアクセスに係る者に限り、）へ1のワイヤレス回線番号を登録した1のSIMカードを貸与します。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与しているSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをUniversal One契約者に通知します。

（SIMカードの返還）

- 第31条** SIMカードの貸与を受けている回線契約者は、次の場合には、当社が指定する方法によりそのSIMカードを当社へ速やかに返還していただきます。
- (1) そのUniversal One契約の解除があったとき。
- (2) その他SIMカードを利用しなくなったとき。

第7章 利用中止等

（利用中止）

- 第32条** 当社は、次の場合には、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第6条（Universal Oneサービスの提供区間等）第3項の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第35条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことをUniversal One契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

- 第33条** 当社は、Universal One契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのUniversal Oneサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったUniversal Oneサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わ

ないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。)、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) Universal One契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) Universal One契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であって、当社のUniversal Oneサービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、料金その他の債務について、料金表通則に規定する料金等の一括支払い（外国側でその一括支払いを行うものに限り。）により外国の電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその外国の電気通信事業者を支払われない場合についても、前項の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、Universal One契約者が当社と当社の提供する電気通信サービスに係る契約を締結している場合において、その電気通信サービスに係る契約約款等の定めによりその電気通信サービスが利用停止となるときは、そのUniversal One契約者に係るUniversal Oneサービスの利用を停止することがあります。

4 前3項に規定するほか、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、通信を継続して行うことについてUniversal Oneサービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのUniversal Oneサービスの利用を停止することがあります。

5 当社は、前4項の規定によりUniversal Oneサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をUniversal One契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（接続休止等）

第34条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者がUniversal Oneサービスを全く利用できなくなったときは、そのUniversal Oneサービスについて接続休止（そのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのUniversal Oneサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのUniversal Oneサービスについて、回線契約者から回線契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款の廃止又は契約事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者がUniversal Oneサービスを全く利用できなくなったときは、そのUniversal Oneサービスについて提供休止（そのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのUniversal Oneサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのUniversal Oneサービスについて、回線契約者から回線契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前2項の規定により、接続休止又は提供休止をしようとするときは、あらかじめ、その回線契約者にそのことを通知します。
- 4 接続休止又は提供休止の期間は、その休止をした日から起算して1年間とし、その休止の期間を経過した日において、その回線契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その回線契約者にそのことを通知します。
- 5 前項までの規定によるほか、当社は、サービス提供事業者が電気通信サービスの一部又は全部を変更又は廃止したときは、その電気通信サービスを利用する国際VPNサービスを廃止することがあります。この場合において、当社は、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第8章 通信

(通信利用の制限等)

第35条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 Universal One契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 Universal One契約者は、移動無線装置に係る通信について、Universal Oneサービス区域内であっても、屋内、ビルの陰又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があり

ます。

- 4 当社は、Universal One契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、Universal Oneサービスの利用を制限することがあります。
- 5 当社は、Universal One契約者が行う通信（インターネットに係る通信に限ります。）によりふくそうが発生し、Universal Oneサービスを利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える、又は与えるおそれがあるときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う契約者回線等を検知し、その契約者回線等の通信速度を制限します。
- 6 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、Universal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
- 7 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、Universal One契約者からのインターネット通信に係る閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 8 前項に規定する閲覧の制限により、Universal One契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

（C&Cサーバ等との通信の遮断等）

第35条の2 当社は、Universal One契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該Universal One契約者がC&Cサーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該Universal One契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。

- 2 回線契約の申込みをする者及びUniversal One契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 3 Universal One契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、その設定変更の方法を公表します。
- 4 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、Universal One契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 5 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、責任を負いません。

（他社接続契約者回線による制約）

第36条 回線契約者は、協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、

Universal Oneサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(通信量の測定)

第36条の2 Universal Oneサービスに係る通信量は、当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際VPNサービスに係るものを除きます。）の料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際VPNサービスに係るものを除きます。）の工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

3 国際VPNサービスの料金及び工事費等は、当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところとします。

ただし、国際回線の設置場所又は工事の態様その他の状況により、国際VPN契約の締結後にその国際VPNサービスに係る料金及び工事費等が確定する場合があります。この場合において、当社は、確定後の料金及び工事費等をUniversal One契約者に通知します。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第38条 Universal One契約者は、そのUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、Universal One契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日（国際VPNサービスについてはそれぞれ当日とします。）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は当社が指定するサービスオーダーフォームに定める料金の支払いを要します。

ただし、付加機能利用料について料金表第1表及び当社が定めるサービス提供条件書に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の期間において、Universal Oneサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、Universal One契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、Universal One契約者は、次の場合を除き、Universal Oneサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>1 Universal One契約者の責めによらない理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2 欄、3 欄又は4 欄に該当する場合及びD S L回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのUniversal Oneサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部等の変更又は移転に伴って、Universal Oneサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（Universal One契約者の都合によりUniversal Oneサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</p>
<p>4 Universal Oneサービスの接続休止又は提供休止をしたとき。</p>	<p>接続休止又は提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</p>

3 前項の規定にかかわらず、利用料金の扱いについて、料金表通則にS L Aに係る料金の扱いの定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条 Universal One契約者は、Universal Oneサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第40条 Universal One契約者は、Universal One契約の申込み若しくは工事（その工事を実施するにあたって必要な準備等を含みます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第17条（回線収容部等の変更）に規定する回線

収容部等の変更を行ったときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費又は当社が指定するサービスオーダーフォームに定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのUniversal One契約の解除又はその工事の請求若しくは回線収容部等の変更の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Universal One契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- （設備費の支払義務）

第40条の2 Universal One契約者は、Universal One契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けた場合又は第17条（回線収容部等の変更）に規定する回線収容部等の変更を行った場合であって、その申込み若しくは請求又は変更が特別な電気通信設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものであるとき又はその電気通信設備の維持管理に個別の費用を要するものであるときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Universal One契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第41条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第42条 Universal One契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第43条 Universal One契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第10章 保守

（Universal One契約者の維持責任）

第44条 Universal One契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(Universal One契約者の切分責任)

第45条 Universal One契約者は、Universal Oneサービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、Universal One契約者から請求があったときは、当社は、Universal Oneサービス取扱所において試験を行い、その結果をUniversal One契約者にお知らせします。

3 Universal One契約者は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、Universal One契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているUniversal One契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第46条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその機関とのUniversal One契約に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	機 関 名
1	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係のある機関 通信の確保に直接関係のある機関 電力の供給の確保に直接関係のある機関
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関 水道の供給の確保に直接関係のある機関 選挙管理機関 別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するとき、暫定的にそのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第47条 当社は、Universal Oneサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者

の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのUniversal One契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのUniversal OneサービスがDSL回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、Universal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりUniversal Oneサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 前項までに規定するほか、当社及びUniversal One契約者は、当社が第25条の21(その他の提供条件)第1項の規定に基づき、サービス提供事業者に委嘱して国際VPNサービスを提供するときは、その国際VPNサービスに係る相手方の唯一の窓口として、サービス提供事業者又は使用者による国際VPNサービスに係る義務の不履行又は違反について、自らがその不履行又は違反を行った場合と同様の責任を相手方に対して負うものとします。この場合において、当社は、第1項及び第2項の規定が適用される範囲に限り、Universal One契約者に生じた損害に対する責任を負うものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第48条 当社は、Universal Oneサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事等にあたって、Universal One契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化若しくは消失したことにより損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更(Universal Oneサービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(ポータル契約の締結)

第48条の2 当社は、Universal One契約の申込みがあった場合又はUniversal One利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等(Universal One契約の申込みをした者又はUniversal One利用権の譲渡の承認を請求した者(譲受人となる者に限り

ます。)をいいます。以下この条において同じとします。)から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。

- 2 Universal One契約の申込みの承諾を受けた者又はUniversal One利用権を譲り受けることの承諾を受けた者は、前項の規定と当社が定めるカスタマポータル規約の規定とに基づいて、当社とポータル契約を締結したこととなります。この場合、Universal One契約者と当社との間で成立するポータル契約は、そのUniversal One契約者に係るUniversal One契約が複数となる場合であっても、1契約とします。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、前2項の規定を適用しません。
 - (1) 当社がUniversal One契約の申込みを承諾する時点又は当社がUniversal One利用権の譲渡を承認する時点において、申込者等と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定めるCustomer Portal Terms and Conditionsに基づくPortal Agreementを既に締結しているとき。
 - (2) 申込者等から、前2項の規定を適用しないしてほしい旨の意思表示があったとき。

(承諾の限界)

第49条 当社は、Universal One契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等Universal Oneサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(不可抗力)

第50条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりUniversal One契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

(Universal Oneサービスの廃止)

- 第51条** 当社は、Universal Oneサービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定によるUniversal Oneサービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、Universal Oneサービスの一部又は全部の廃止に伴い、Universal One契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、第1項の規定によりUniversal Oneサービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめUniversal One契約者に通知します。

(利用に係るUniversal One契約者の義務)

第52条 Universal One契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- (5) Universal Oneサービス（VPNサービスの契約者回線等のうち、料金表通則に規定するレイヤー2の契約者回線等をVPNグループに含むものに限り、）を利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。
- (6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でUniversal Oneサービスを利用しないこと。
また、別記5の2（Universal Oneサービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 Universal One契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 Universal One契約者は、当社から割り当てられたユーザーID及びパスワード（以下、「ユーザーID等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 Universal One契約者が前項の規定に反し、Universal Oneサービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はユーザーID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 5 Universal One契約者は、そのUniversal OneサービスをUniversal One契約者以外の者に使用させる場合は、前4項のほか次のことを守っていただきます。
- (1) Universal One契約者は、前4項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、そのUniversal Oneサービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) Universal One契約者は、そのUniversal Oneサービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、そのUniversal Oneサービスを使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) Universal One契約者は、当社が別に定める適用について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
- 6 当社は、Universal One契約者が本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、Universal One契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。
- (注) 本条第5項第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用とします。
- ア 第44条（Universal One契約者の維持責任）
 - イ 第45条（Universal One契約者の切分責任）
 - ウ 別記7（自営端末設備の接続）
 - エ 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
 - オ 別記9（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）
- (回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)
- 第53条** 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。
- (技術資料の閲覧)
- 第54条** 当社は、Universal Oneサービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
- (Universal One契約者に対する通知)
- 第54条の2** Universal One契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれか

の方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) Universal One契約者がUniversal One契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たUniversal One契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) Universal One契約者がUniversal One契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たUniversal One契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(回線契約者からの通知)

第55条 回線契約者は、他社接続契約者回線について、第12条（Universal One契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

- 2 回線契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、Universal Oneサービスへの接続が出来ない場合があります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用休止
- (2) 利用権の譲渡
- (3) 契約の解除
- (4) 地位の承継
- (5) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更
- (6) 光アクセス回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定する品目及び細目等の変更

(回線契約者の氏名等の通知)

第56条 回線契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社が回線契約者（その協定事業者とUniversal Oneサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、名称又は住所若しくは居所等をその協定事業者に通ずる場合があることについて、同意していただきます。

- 2 Universal One契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社がUniversal One契約者（その契約事業者の加入者回線を利用している者に限ります。以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴をその契約事業者に通ずる場合があることについて、予め承諾するものとします。

- 3 Universal One契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基づき契約事業者の保有するUniversal One契約者の情報を第三者（Universal One契約者が契約を締結している事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴及びそのUniversal One契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴及びそのUniversal One契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

(協定事業者からの通知)

第57条 回線契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、当社が協定事業者からその適用にあたり必要な回線契約者の情報の通知を受けることについて、同意していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第58条 当社は、回線契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその回線契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした回線契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき又は怠るおそれがないとき。
- (2) その回線契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その回線契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第59条 Universal Oneサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11までに定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第60条 当社は、Universal Oneサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記12及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第61条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第62条 Universal Oneサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記13から18までに定めるところによります。

別記

1 Universal Oneサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてUniversal Oneサービスを提供します。

- (1) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (2) 相互接続点と契約者回線の終端との間
- (3) 相互接続点と加入者回線の終端との間
- (4) 相互接続点とサービスインタワークポイント（Universal Oneサービスに係る電気通信設備とUniversal Oneサービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (5) 相互接続点と分界点（当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線に係る当社が別に定める地点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 相互接続点とインターネット接続点との間
- (7) 契約者回線の終端相互間
- (8) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (9) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (10) 契約者回線の終端と分界点との間
- (11) 契約者回線の終端とインターネット接続点との間
- (12) 加入者回線の終端相互間
- (13) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (14) 加入者回線の終端と分界点との間
- (15) 加入者回線の終端とインターネット接続点との間
- (16) サービスインタワークポイントと分界点との間
- (17) サービスインタワークポイントとインターネット接続点との間
- (18) 分界点とインターネット接続点との間

2 協定事業者

- (1) 料金表通則に規定するギャランティアクセスに係るもの
ア 料金表通則に規定するイーサタイプに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款
KDD I 株式会社	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ケイ・オブティコム	専用サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社QTnet	専用サービス契約約款
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款

- イ 料金表通則に規定するSTMタイプに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款

(2) 料金表通則に規定するベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約

(1) DSL回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	プラン 1
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

(2) 光アクセス回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等				
(ア)	メニュー 5 - 1	I 型	100Mb/s	プラン 2
(イ)				プラン 3
(ウ)		II - 1 型	100Mb/s	
(エ)			200Mb/s	
(オ)			1 Gb/s	プラン 3 - 1

(カ)	メニュー 5 - 2	I 型	100Mb/s
(キ)		II - 1 型	100Mb/s
(ク)			200Mb/s
(ケ)			1 Gb/s
備考			
1 料金表通則に規定するベストエフォート（ライト）アクセスについては、メニュー 5 - 1 の I 型の 100Mb/s のプラン 2 を除きます。			
2 料金表通則に規定する光一括提供型については、メニュー 5 - 1 及びメニュー 5 - 2 の I 型を除きます。			

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等			
(ア)	メニュー 5 - 1	100Mb/s	プラン 2
(イ)			プラン 3
(ウ)			プラン 4
(エ)			プラン 5 - 1
(オ)			200Mb/s
(カ)		1 Gb/s	プラン 3
(キ)	メニュー 5 - 2	100Mb/s	カテゴリー 1
(ク)			カテゴリー 2
(ケ)			カテゴリー 3 - 1
(コ)		200Mb/s	
(サ)		1 Gb/s	
備考			
1 料金表通則に規定するベストエフォート（ライト）アクセスについては、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 2 を除きます。			
2 加入者回線については、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 及びメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 2 を除きます。			
3 料金表通則に規定する光一括提供型については、メニュー 5 - 1 及びメニュー 5 - 2 の 100Mb/s（プラン 5 - 1 及びカテゴリー 3 - 1 に限りま す。）、200Mb/s 及び 1 Gb/s に限ります。			

4 Universal One 契約者の地位の承継

- (1) 第 20 条（Universal One 利用権の譲渡）に規定するほか、Universal One 契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記 4 において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その Universal One 契約者の地位を承継するものとし

- (2) (1)に規定するほか、相続又は合併若しくは分割によりUniversal One契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その他社接続契約者回線に係る者と同じの者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

5 Universal One契約者の氏名等の変更の届出

- (1) Universal One契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

5の2 Universal Oneサービスにおける禁止事項

Universal One契約者は、Universal Oneサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) Universal Oneサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすましてUniversal Oneサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) 当社が別に定める態様に反する態様でUniversal Oneサービスを利用する行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (16) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (18) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

6 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、その回線契約者から提供していただきます。

ただし、回線契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が回線契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (3) 当社は、回線契約者が契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 回線契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。

- (6) 回線契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

- (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があ

るときは、回線契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、回線契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、回線契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 回線契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 回線契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8の規定に準じて取り扱います。

10の2 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、Universal One契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

12 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、Universal One契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) Universal One契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

13 回線制御装置の提供等

- (1) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置（回線契約者が、

その回線契約に係るUniversal Oneサービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置等をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置、移転等の変更又は撤去等の回線制御装置に係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)又は料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、国際VPNサービスに係る回線制御装置の料金及び工事に関する費用は、当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところによります。
- (4) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
ただし、回線契約者(料金表通則に規定するハウジング利用に係る者に限り)からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、回線制御装置の設置場所を提供することがあります。
- (5) 回線制御装置に必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (6) 回線契約者は、回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 回線契約者は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) 回線契約者は、(7)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) 当社は、Universal Oneサービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのUniversal Oneサービスにおいて使用される回線制御装置に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのUniversal Oneサービスの場合に準じて取り扱います。
- (10) (1)から(9)までに規定するほか、回線制御装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

13の2 回線制御装置の販売等

- (1) 当社は、回線契約者(国際VPNサービスに係る者に限ります。以下この別記13の2において同じとします。)から請求があったときは、回線制御装置を販売します。この場合、回線契約者は、当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、当社が販売した回線制御装置について保守サービスを提供します。この場合、回線契約者は、当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する料金の支払いを要します。
- (3) 回線契約者は、当社が販売する回線制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。
- (4) 回線契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。
 - ア 回線契約者が、関連法規により回線制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと
 - イ 回線制御装置を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと
 - ウ 回線制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと
- (5) (1)から(4)までに規定するほか、回線制御装置の販売及び保守サービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービス

スに準ずるものとします。

13の3 仮想化制御装置の販売等

- (1) 当社は、代表契約者（料金表第1表（料金）に規定するUniversal One Virtual機能を利用する者に限ります。）から請求があったときは、そのUniversal Oneサービスに係る契約者回線等に接続可能な仮想化制御装置（備品等を含みます。以下この別記13の3並びに料金表第1表及び第3表（附帯サービスに関する料金）において同じとします。）を販売します。この場合、代表契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 代表契約者は、当社が販売する仮想化制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。
- (3) 代表契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。
 - ア 代表契約者が、関連法規により仮想化制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと
 - イ 仮想化制御装置を核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと
 - ウ 仮想化制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと
- (4) (1)から(3)までに規定するほか、仮想化制御装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第43条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

13の4 BBルーターの提供等

- (1) 当社は、回線契約者（料金表第1表（料金）に規定する光一括提供型に係る者に限ります。以下この別記13の4において同じとします。）から請求があったときは、BBルーター（回線契約者が、その回線契約に係るUniversal Oneサービスを利用して、音声通信等を利用するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、BBルーターの設置、移転等の変更又は撤去等のBBルーターに係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) BBルーターを設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
- (4) BBルーターに必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (5) 回線契約者は、BBルーターを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 回線契約者は、当社が設置したBBルーターを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (7) 回線契約者は、(6)の規定に違反してBBルーターを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)までに規定するほか、BBルーターに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

13の5 E/Sコンバータの提供等

- (1) 当社は、料金表通則に規定するレイヤー2のSTMタイプの提供にあたりE/Sコンバータ（その回線契約に係る通信方式を変換するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を設置します。この場合、回線契約者（料金表通則に規定するレイヤー2のSTMタイプに係る者に限ります。以下この別記13の5

において同じとします。)は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、E/Sコンバータの設置、移転等の変更又は撤去等のE/Sコンバータに係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) E/Sコンバータを設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
- (4) E/Sコンバータに必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (5) 回線契約者は、E/Sコンバータを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 回線契約者は、当社が設置したE/Sコンバータを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (7) 回線契約者は、(6)の規定に違反してE/Sコンバータを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) 当社は、Universal Oneサービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのUniversal Oneサービスにおいて使用されるE/Sコンバータに係る料金の支払い及び損害賠償について、そのUniversal Oneサービスの場合に準じて取り扱います。
- (9) (1)から(8)までに規定するほか、E/Sコンバータに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

14 トラフィックレポートの提供

- (1) 当社は、代表契約者にトラフィックレポート(契約者回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。
- (2) 当社は、代表契約者に、トラフィックレポートを利用するためのログインID及びパスワードを通知します。
- (3) 代表契約者は、ログインID及びパスワードをその責任の元で管理するものとします。この場合において、当社は、当社の責によらない理由によりログインID及びパスワードが第三者に漏洩したことによりUniversal One契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 代表契約者は、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループに所属している場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその回線契約者の同意を取得していただきます。
- (5) 当社の設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、トラフィックレポートの利用を中止することがあります。この場合において、当社は、当社が指定する方法によりあらかじめ代表契約者にその旨を通知します。
ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- (6) 当社は、Universal Oneサービスが全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、第38条(利用料金の支払義務)、第47条(責任の制限)及び料金表通則の規定に基づき行います。
- (7) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因するUniversal One契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- (8) (1)から(7)までに規定するほか、トラフィックレポートに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

15 保守オプションサービスの提供

- (1) 当社は、回線契約者から請求があったときは、次表に規定する保守オプションサービスを提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 分	内 容
フレッツ一元故障受付	回線契約者（フレッツタイプ（フレッツ別契約型）に係る者に限ります。）が協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うもの
フレッツ24時間サポート	回線契約者（フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に係る者に限ります。）に対して、通常の修理及び復旧に係る対応を行う時間帯以外においても故障等に係る保守を行うもの
オンサイト保守スポット対応	回線契約者（ワイヤレスアクセス（メイン契約）に係る者に限ります。）に対して、回線契約者からの請求の都度、オンサイト保守を行うもの

- (2) (1)に規定するほか、保守オプションサービスに係るその他の提供条件については、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に係るもの及び当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

15の2 クラウドコネクト接続機能サポートサービスの提供

- (1) 当社は、代表契約者（次表に規定する導入検討サポートに係る請求については、代表契約者以外の者（料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクト接続機能の提供に係る請求の意思がある者として）を含みます。以下、この別記15の2において同じとします。）からの請求があり、当社が承諾した場合に、クラウドコネクト接続機能を用いたアプリケーションサービスへの接続等に係る次表に規定するサポートサービスを提供します。この場合、代表契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 分	内 容
導入検討サポート	アプリケーションサービスへの接続に係る検討を行うもの
実装サポート	アプリケーションサービスへの接続に係る設定等を代行して行うもの
運用サポート	アプリケーションサービスの故障対応又は監視等を代行して行うもの

- (2) 当社がクラウドコネクト接続サポートサービスの提供にあたり必要な情報等は、その代表契約者から提供していただきます。
- (3) 当社は、実装サポートに係る業務が完了した場合その旨を代表契約者に通知します。代表契約者は、その通知を受けたときは、直ちに確認検査を行い、当社が指定する方法により確認検査の可否を当社に通知するものとします。
ただし、当社は、当社からその通知を行った日から起算して10営業日（当社の営業日とします。）以内に当社に確認検査の可否の通知がない場合は、当該確認検査は合格であったものとみなして取り扱います。
- (4) 当社は、(3)の確認検査に当社が合格しなかった場合であって、当社に過失があるときは修補を行うものとし、その修補につき再度(3)と同様の確認検査を行うもの

のとし、以降も同様とします。

- (5) 実装サポートの確認検査の合格後、当社の責めに帰すべき理由によりクラウドコネクタ接続サービス等の利用ができないときは、その確認検査の合格後10営業日以内に限り当社は無償で再び実装サポートに係る業務を実施します。
- (6) 当社は、実装サポートに係る業務の着手後であっても、実装サポートの提供が著しく困難であると判断した場合は、そのクラウドコネクタ接続機能サポートサービスの契約を解除することがあります。
- (7) 当社は、実装サポートに係る業務の着手後に、そのクラウドコネクタ接続機能サポートサービスの契約の解除があったときは、解除事由の如何を問わず、アプリケーションサービス等の設定をその業務の着手前の状態に復旧させる義務を負いません。
- (8) 代表契約者は、(2)に規定する導入検討サポート若しくは実装サポートに係る情報等の変更又は当社が別に定める契約内容の変更の請求をすることができます。この場合、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- (9) 当社は、導入検討サポート又は実装サポートについて、その契約の解除又は契約内容の変更があったときは、第40条（工事費の支払義務）の規定に準じて取り扱います。
- (10) 当社は、クラウドコネクタ接続機能サポートサービスの完全性について保証するものではなく、クラウドコネクタ接続機能サポートサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
ただし、当社に故意又は重大な過失があったときは、この限りではありません。
- (11) (1)から(10)までに規定するほか、クラウドコネクタ接続機能サポートサービスに係るその他の提供条件については、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に係るもの及び当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとし、

15の3 UTM機能サポートサービスの提供

- (1) 当社は、代表契約者（次表に規定する設計支援に係る請求については、代表契約者以外の者（料金表第1表（料金）に規定するインターネット接続機能（UTMタイプ）に限ります。以下この別記15の3において同じとします。）の提供に係る請求の意思がある者として、）を含みます。以下、この別記15の3において同じとします。）からの請求があり、当社が承諾した場合に、料金表第1表（料金）に規定するインターネット接続機能に係る次表に規定するサポートサービスを提供します。この場合、代表契約者は、このサービスの提供を開始した日（その日にインターネット接続機能を提供していない場合は、インターネット接続機能の提供を開始した日とします。）を含む料金月の翌料金月から起算して、このサービスの廃止があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金等の支払いを要します。

区 分	内 容
設定代行サポート	代表契約者からの依頼に基づき当社がUTM機能の設定を代行するもの
カスタマサポート	UTM機能に係る代表契約者からの問合せに対応するもの
マネージドベーシックサポート	UTM機能に係る設計支援及び設定代行（設定代行サポートに係るものを除きます。）を行うもの

マネージドプロサポート	U T M機能に係る設計支援及び設定代行（設定代行サポートに係るものを除きます。）を行うものであって、マネージドベーシックサポート以外のもの
-------------	--

- (2) 当社は、U T M機能サポートサービスに係る料金のうち月額で定める料金については、日割しません。
- (3) 当社がU T M機能サポートサービスの提供にあたり必要な情報等は、その代表契約者から提供していただきます。
- (4) 当社は、U T M機能サポートサービスの完全性について保証するものではなく、U T M機能サポートサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- ただし、当社に故意又は重大な過失があったときは、この限りではありません。
- (5) (1)から(4)までに規定するほか、U T M機能サポートサービスに係るその他の提供条件については、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に係るもの及び当社が別に定めるものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

16 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、Universal Oneサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調製したものを含みます。）に基づき証明します。
- ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア Universal One契約の申込みの承諾年月日
- イ Universal One契約者の住所又は居所及び氏名
- ウ 加入者回線及び契約者回線の終端のある場所
- エ そのUniversal Oneサービスの区別等
- オ Universal One利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- カ Universal One利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、Universal Oneサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

17 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Universal One契約者から請求があったときは、そのUniversal Oneサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) Universal One契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

17の2 申込みの一元受付

当社は、Universal Oneサービスに係る契約の申込みをする者又はUniversal One契約者から請求があったときは、その国際回線の利用に係る申込み、請求、届出その他利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

18 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、Universal Oneサービスに係る契約の申込みをする者又は回線契約者から

要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(定額通信料の設定)

- 1 定額通信料（他社接続契約者回線（フレッツ別契約型に係るものを除きます。）に係るものに限り、）は、当社の提供区間と別記2に掲げる協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、その協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金又は相互接続協定に基づきその協定事業者が別に定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、Universal One契約者がそのUniversal One契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社がUniversal One契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、付加機能利用料について、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- (1) 料金月の初日以外の日Universal Oneサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日Universal One契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日にUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのUniversal One契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日Universal Oneサービスの区別等の変更又は移転等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

ただし、その変更等により複数の契約者回線等が設置された場合は、それぞれの契約者回線等に係る月額料金について、(1)又は(2)の規定に準じて算出します。

- (5) 第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- (6) 通則5の規定による起算日の変更があったとき。

- 4 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 Universal One契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別な事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、Universal One契約者（臨時専用契約に係る者を除きます。）の同意を得て、複数の

料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の一括支払い)

9の2 料金等の一括支払いの適用については次のとおりとします。

- (1) 当社は、Universal One契約者から申出があったときは、関係する外国の電気通信事業者の合意があるときに限り、本邦側又は外国側のいずれか一方における一括支払いの取扱いを行います。
- (2) 当社は、本邦側において(1)の規定による一括支払いを行う場合は、外国側の料金等について当社が別に定める換算率により本邦通貨に換算することとします。
- (3) 当社は、Universal One契約者から申出があったときは、(1)の規定による一括支払いの取扱いを廃止します。

(過払金の相殺)

10 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

11 当社は、料金又は工事に関する費用について、Universal One契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

12 第38条（利用料金の支払義務）から第40条の2（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注1）この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

（注2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(VPNサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりVPNサービスの区別等を定めます。

(1) VPNサービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送交換を行うもの

(2) VPNサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
-------	-----

ギャランティアアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
ギャランティ（センタエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度（Universal One網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）による通信を確保するもの
ギャランティ（フレキシブル）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するものであって、カスタマポータル（当社が、当社のカスタマポータル規約に基づき提供するサービスをいいます。以下同じとします。）によりその品目等を変更できるもの
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの
ベストエフォート（ハイグレード）アクセス	ベストエフォート（品目に係る符号伝送速度による通信を確保しないものをいいます。以下同じとします。）のものであって、利用できる回線制御装置が料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal OneターミナルのP型-1に限るもの
ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのものであって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（ライト）アクセス及びワイヤレスアクセス以外のもの
ベストエフォート（ライト）アクセス	ベストエフォートのものであって、基本機能としてインターネット通信を行うことができるもの
ワイヤレスアクセス	ベストエフォートのものであって、無線による通信を行うもの

備考

- 1 ギャランティ（フレキシブル）アクセス、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスは、レイヤー3に限り提供します。
- 2 回線契約者（レイヤー3に係るベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係る者に限ります。）は、回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal Oneターミナルに限ります。以下備考6までにおいて同じとします。）を設置していただきます。
- 3 ベストエフォート（ハイグレード）アクセスはメイン契約に係るものだけに限り提供することとし、ワイヤレスアクセス（品目がLTEタイプのものに限ります。）に限りバックアップ契約に係るものとして組み合わせて提供を行うことができるものとします。
- 4 ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）は、レイヤー3であって、回線制御装置を利用するものだけに限り提供します。

- 5 ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）は、バックアップ契約を組み合わせた提供を行いません。
- 6 ワイヤレスアクセス（バックアップ契約に係るものに限ります。）は、レイヤー3であって、そのメイン契約が回線制御装置を利用するもの限り提供します。
- 7 ワイヤレスアクセスとその他の通信の区分との間の相互の変更は行うことができません。
- 8 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考9までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
- (1) 通信の区分
- ア ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）
 - イ ギャランティ（センタエンド）アクセス
 - ウ ギャランティ（フレキシブル）アクセス
 - エ バーストアクセス
 - オ ベストエフォート（ハイグレード）アクセス
 - カ ベストエフォートアクセス
 - キ ベストエフォート（ライト）アクセス
 - ク ワイヤレスアクセス
- (2) 電気通信サービス
- ア Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービス
 - イ Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービス
 - ウ Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス
- 9 回線契約者は、そのUniversal Oneサービスに係る外国側の電気通信回線との間の通信を行うことができます。

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティアクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s	2 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Gb/s	3 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Gb/s	5 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Gb/s	7 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	音声伝送	音声伝送のみに利用することが可能なもの
S T Mタイプ	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティアクセスのイーサタイプには契約者回線等による区分がありません。

契約者回線等による区分	内 容
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T 東日本・西日本ワイド利用以外のもの
N T T 東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
電力系N C C利用	他社接続契約者回線（別記2に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 ギャランティアクセスのS T Mタイプは、他社接続契約者回線（別記2に掲げる協定事業者の提供する高速デジタル伝送サービス（エコノミークラスであって、保守の区分がタイプ2のものに限ります。）に限ります。）と接続して提供するものとします。

- 3 イーサタイプの音声伝送品目以外の品目は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げるところにより提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
N T T C o m光アクセス利用	1 Mb/sから10Gb/sまでの品目
N T T 東日本・西日本ワイド利用	1 Mb/sから100Mb/sまでの品目

電力系NCC利用（北海道総合通信網株式会社、株式会社STNet及び沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものを除きます。）	1 Mb/sから1 Gb/sまでの品目
電力系NCC利用（北海道総合通信網株式会社に係るものに限り。）	1 Mb/sから100Mb/sまで又は1Gb/sの品目
電力系NCC利用（株式会社STNetに係るものに限り。）	1 Mb/sから500Mb/sまで又は1 Gb/sの品目
電力系NCC利用（沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものに限り。）	1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、5 Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s又は1 Gb/sの品目
ハウジング利用	1 Mb/sから10Gb/sまでの品目

- 4 イーサタイプの音声伝送品目及びSTMタイプは、メイン契約に限り提供します。
- 5 STMタイプは、バックアップ契約を組み合わせた提供を行いません。
- 6 イーサタイプの音声伝送品目及びSTMタイプの64kb/s品目は、レイヤー3に限り提供します。
- 7 イーサタイプの音声伝送品目は、NTTCom光アクセス利用、NTT東日本・西日本ワイド利用又はハウジング利用に限り提供します。
- 8 イーサタイプの音声伝送品目は、その他の区別等に係る契約者回線等と同一のVPNグループに所属することはできません。
- 9 当社は、イーサタイプの音声伝送品目について、料金表第1表（料金）に定める料金、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事に関する費用及び料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に定める料金等を適用しません。
- 10 他社接続契約者回線の品目は、当社が別に定める場合を除き、Universal Oneサービスの品目と同一のものとします。
- 11 他社接続契約者回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては、臨時契約（それに相当するものを含みます。）以外のものとします。
- 12 別記2に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

イ ギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考		
1 ギャランティ（センタエンド）アクセスには契約者回線等による区分があります。		
契約者回線等による区分		内 容

NTT東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りません。）の提供する電気通信サービスに係るものに限りません。）を設置して提供するもの
-----------------	---

2 当社は、ギャランティ（センタエンド）アクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。

品 目	最低伝送速度
10Mb/s	1 Mbit/s
	2 Mbit/s
	3 Mbit/s
	5 Mbit/s
	7 Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s
	20Mbit/s
	30Mbit/s
	50Mbit/s
	70Mbit/s

ウ ギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

1 ギャランティ（フレキシブル）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTTCom光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するもの

ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの
---------	------------------

- 2 ギャランティ（フレキシブル）アクセスには基準品目（そのVPNサービスの定額通信料の基本額の算定にあたり適用する品目とします。以下同じとします。）による区分があります。
- 3 当社は、VPNサービス（ギャランティ（フレキシブル）アクセスに限ります。以下備考3において同じとします。）の提供を開始したとき又はVPNサービスへの区別等の変更があったときの品目を、そのVPNサービスの基準品目とします。
- 4 回線契約者（ギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限ります。）は、当社のカスタマポータルを利用して品目の変更を行うことができます。
- 5 当社は、1の暦日における最大の品目をその暦日の品目として適用します。
- 6 当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に規定する支払いを要しない料金を算定する場合、その基準額をその料金月における定額通信料とします。
- 7 当社は、通則16（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）の規定にかかわらず、故障回復時間SLA及び故障通知時間SLAの返還基準額（定額通信料に係るものに限ります。）をその適用事象が発生した日の属する料金月の定額通信料とします。

エ バーストアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考		
1 バーストアクセスは加入者回線を設置して提供します。		
2 当社は、バーストアクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。		
品 目		最低伝送速度
10Mb/s		1 Mbit/s
100Mb/s		10Mbit/s

オ ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目		内 容	
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		1 Gb/s	最大概ね1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

D S L 回線に係るもの	1.5Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね 8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	12Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	24Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	47Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
光一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るもの（光アクセス回線に係るものに限りません。）に限りません。）を設置して提供するものであって、フレッツ一括提供型以外のもの
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限りません。）を設置して提供するもの
フレッツ別契約型	他社接続契約者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限りません。）と接続して提供するもの

備考

- 1 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（いずれも光アクセス回線に係るものに限ります。）にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ベーシック	別記3の(2)に掲げるアの(ア)及びイの(ア)に係るもの
ファミリー	別記3の(2)に掲げるアの(イ)から(オ)まで及びイの(イ)から(カ)までに係るもの
マンション	別記3の(2)に掲げるアの(カ)から(ケ)まで及びイの(キ)から(サ)までに係るもの
備考	ベーシックは契約者回線等による区分が光一括提供型以外のもの限り提供します。

- 2 備考1に掲げるほか、光一括提供型及びフレッツ一括提供型のファミリー及びマンション（いずれも東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）には、次のとおりフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリーGS	別記3の(2)に掲げるアの(オ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置するもの
ファミリーGL	別記3の(2)に掲げるアの(オ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの
マンションGS	別記3の(2)に掲げるアの(ケ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置するもの
マンションGL	別記3の(2)に掲げるアの(ケ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの
備考	光一括提供型については、ファミリーGL及びマンションGLに限り提供します。

- 2 備考1にかかわらず、ベストエフォート（ハイグレード）アクセスについては次に掲げる品目等に係るものを除き提供します。

- (1) 品目がDSL回線に係るもの
- (2) 契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型に係るもの
- (3) フレッツタイプの区分が次に掲げるもの
 - ア ベーシックに係るもの
 - イ ファミリーに係るもの（別記3の(2)に掲げるアの(イ)並びにイの(イ)及び(ウ)に限ります。）
 - ウ マンションに係るもの（別記3の(2)に掲げるアの(カ)並びにイの(キ)及び(ク)に限ります。）
 - エ ファミリーGSに係るもの
 - オ マンションGSに係るもの

カ ワイヤレスアクセスに係るもの

品 目	内 容
3Gタイプ	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービスを利用して提供するものであって、同社のFOMAサービス相当のもの
LTEタイプ	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービスを利用して提供するものであって、同社のXiサービス相当のもの
備考 ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限り）は、LTEタイプに限り提供します。	

(4) VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

(ア) レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(イ) 契約者回線等に係る終端の場所は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定するほか、契約者回線等の二重化に係る区別に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

イ 分散に係る区別

分散に係る区別	内 容
分散パターン1	分散パターン2以外のもの
分散パターン2	当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所以外のUniversal Oneサービス取扱所に設置されたVPNノード装置（Universal Oneサービスを提供するために当社が設置する装置とします。）に契約者回線等を分散して収容するもの
備考 1 当社は、分散に係る区別を、次に掲げるVPNサービスの区別等に限り提供します。 (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送以外のものに限り） ア NTTCom光アクセス利用 イ 電力系NCC利用（KDDI株式会社及び株式会社ケイ・オプティコムに係るものに限り） (2) ギャランティ（フレキシブル）アクセス ア NTTCom光アクセス利用 2 備考1の規定にかかわらず、当社は、レイヤー2のギャランティアアクセス（品目が2Gb/sから10Gb/sまでのものに限り）については、分散パターン2を提供しません。	

ウ セッションに係る区別

セッションに係る区別	内 容
シングルセッション	通信セッションの数が1セッションのもの
デュアルセッション	通信セッションの数が2セッションのもの

備考

- 1 当社は、セッションに係る区別を、レイヤー2のベストエフォートアクセスに限り提供します。
- 2 光アクセス回線に係る1Gb/sの品目は、シングルセッションに限り提供しません。

エ 通信量に係る区別

通信量に係る区別	内 容
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトに設定するもの

備考

- 1 当社は、通信量に係る区別を、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るもの）に限り提供します。
- 2 当社は、ワイヤレスアクセスについて、回線契約者が合算請求（Universal Oneサービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）を利用している場合であって、回線契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一の合算請求に属する回線契約であって、回線契約者が指定する回線契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。
- 3 当社は、回線契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成する回線契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 4 当社は、基本容量シェアグループを構成する回線契約の解除があったときは、その翌日にその回線契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にその回線契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考5(2)に定める基本容量の合計から除外するものとします。
またこの場合において、当該解除がなされた回線契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。
- 5 当社は、ワイヤレスアクセスについて、次の場合には、その料金月におけるワイヤレスアクセスの利用を制限します。
 - (1) (2)以外のワイヤレスアクセス
1の料金月の通信量の合計がその区別に係る基本容量を超えた場合
 - (2) 基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセス
基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセスの1の料金月における通信量及びその区別に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合
- 6 備考5の場合において、利用制限後に料金表第1表（料金）に規定する付加機能（基本容量追加機能）による基本容量の追加があり、利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。
- 7 回線契約者は、通信量に係る区別の変更を請求することはできません。

(専用サービスの区別等)

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

(1) 専用サービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの

(2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの
ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの

備考

1 専用サービスは、1のVPNグループにつき、同一の通信の区分に係る2の契約者回線等が所属するものとします。

ただし、回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係る者に限り、）がVLAN多重機能を利用する場合は、この限りではありません。この場合、多重通信を行う通信相手先には、1以上のギャランティ（イーサ専用）アクセスに係る契約者回線等を含むものとします。

2 回線契約者（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限り、）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービス

(2) Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービス

(3) Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス

3 回線契約者は、そのUniversal Oneサービスに係る外国側の電気通信回線との間の通信を行うことができます。

4 当社は、臨時専用契約となるギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスを提供しません。

(3) 専用サービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの

7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
3 Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
5 Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
7 Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの
100Gb/s	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（イーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTT Com光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって、NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用以外のもの
NTT東日本プレミア利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社に限り）の提供する電気通信サービスに係るものに限り）を設置して提供するもの
NTT西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（西日本電信電話株式会社に限り）の提供する電気通信サービスに係るものに限り）を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの
備考 NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用は、1 Mb/sから100Mb/sまでの品目に限り提供します。	

- 2 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分がNTTC o m光アクセス利用及びハウジング利用（専用契約に係るものに限ります。）のものを除きます。）にはサービスエリアの区分があります。

サービスエリアの区分	内 容
県内	その回線契約及びその通信先の回線契約に係るUniversal Oneサービスの提供区間が同一の都道府県に終始するもの
ゾーン内	その回線契約及びその通信先の回線契約に係るUniversal Oneサービスの提供区間が当社が別に定める複数の都府県に終始するもの
フラット	上記以外のもの

- 3 当社は、臨時専用契約となるギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分がNTTC o m光アクセス利用のものに限ります。）を提供しません。

- 4 前3項に規定するほか、当社は、ギャランティ（イーサ専用）アクセスで品目が1 Mb/sから100Mb/sまでのもの限り、臨時専用契約に係る専用サービスを提供します。

イ ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Gb/s	4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Gb/s	6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
8 Gb/s	8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	

	9 Gb/s	9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTT Com光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスにはインタフェースによる区分があります。

インタフェースによる区分	内 容
1G-I F	契約者回線等の終端のインタフェースが1Gのものであって、100Mb/sから1Gb/sまでの品目への変更が可能なもの
10G-I F	契約者回線等の終端のインタフェースが10Gのものであって、100Mb/sから10Gb/sまでの品目への変更が可能なもの

- 3 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスには基準品目（その専用サービスの定額通信料の基本額の算定にあたり適用する品目とします。以下同じとします。）による区分があります。
- 4 当社は、専用サービス（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス）に限り、以下備考4において同じとします。）の提供を開始したとき又は専用サービスへの区別等の変更があったときの品目を、その専用サービスの基準品目とします。
- 5 回線契約者（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係る者に限り、）は、当社のカスタマポータルを利用して品目の変更を行うことができます。
- 6 当社は、1の暦日における最大の品目をその暦日の品目として適用します。
- 7 当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に規定する支払いを要しない料金を算定する場合、その基準額をその料金月における定額通信料とします。
- 8 当社は、通則17（専用サービスのSLAに係る料金の扱い）の規定にかかわらず、故障回復時間SLAの返還基準額（定額通信料に係るものに限り、）をその適用事象が発生した日の属する料金月の定額通信料とします。

- (4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

(ア) レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(イ) 契約者回線等に係る終端の場所は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定するほか、契約者回線等の二重化に係る区別に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

イ サービスクラスに係る区別

サービスクラスに係る区別	内 容
シングルクラス	デュアルクラス以外のもの
デュアルクラス	当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所相互間の区間であって、都道府県の区域をまたがる区間が、二重化されているもの
備考 当社は、サービスクラスに係る区別を、100Gb/sの品目及びギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに限り提供します。	

ウ 伝送方式に係る区別

区 別	内 容
トランスポート型	波長/SDH型以外のもの
波長/SDH型	波長又は時分割多重の方式により符号伝送を行うもの
備考 1 トランスポート型は、1 Mb/sから10Gb/sまでの品目に限り提供します。 2 波長/SDH型は、10Gb/s又は100Gb/sの品目に限り提供します。 3 回線契約者は、伝送方式に係る区別の変更の請求をすることはできません。 4 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスは、トランスポート型に限り提供します。	

（セット利用に係る料金の割引）

- 15 当社は、定額通信料（料金表別表の規定に該当する回線契約に係るものに限ります。）について、料金表別表に規定する額の割引（以下「セット割引」といいます。）を行います。

ただし、契約者回線等に係る区分の変更等により複数の契約者回線等が設置された場合には、その設置されている期間を含む料金月の間、この限りではありません。

（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）

- 16 VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。
(1) 当社は、VPNサービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるVPNサービスの区別等
開通遅延SLA 故障回復時間SLA 故障通知時間SLA ネットワーク稼働率SLA 回線稼働率SLA 網内遅延SLA	ギャランティアクセス （品目が音声伝送のものを除きます。） ギャランティ（センタエンド）アクセス ギャランティ（フレキシブル）アクセス バーストアクセス

- (2) 当社は、別記1に規定する当社の提供区間（開通遅延SLAについては、別記13に規定する回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal Oneターミナル等）に限り、予備機を除きます。）及び別記13の5に規定するE/Sコンバータに係る区間を含みます。）及び他社接続契約者回線に係る区間（開通遅延SLAについては別記2の(1)に掲げる協定事業者に係るもの、その他のSLAについては別記2の(1)のAに掲げる協定事業者に係るもの）に限り、次々に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基

準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア 開通遅延SLA

(ア) 開通遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		開通遅延日数	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にそのVPNサービスの提供を開始できなかったとき	そのVPNサービスの提供を開始した日における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料（Universal Oneターミナル等に係るものに限り、予備機に係るものを除きます。以下この通則16において同じとします。）及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	1日	10%
		2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
		15日	25%
		16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
		28日以上	50%

(イ) 開通予定日は、当社とそのUniversal One契約者とがそのVPNサービスの提供の開始を合意した日をいいます。

(ウ) 開通遅延日数は、開通予定日の翌日から起算してVPNサービスの提供を開始した日までの日数をいいます。

(エ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

イ 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		利用不能時間	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの利用不能時間が1時間以上連続したとき	そのVPNサービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定め	1時間以上 2時間未満	10%
		2時間以上 4時間未満	20%
		4時間以上 6時間未満	30%

るE/Sコンバータ使用料	6時間以上 8時間未満	40%
	8時間以上 48時間未満	50%
	48時間以上	100%

(イ) 利用不能時間は、Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則16において同じとします。

(ウ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをUniversal One契約者に通知したときに限ります。）、利用停止又は接続休止等（以下この通則16において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第38条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）は適用しません。

ただし、返還基準額以外のそのVPNサービスに係る月額料金については、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）を適用します。

(オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのVPNサービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限りません。）が生じたときは、第38条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限りません。）を適用します。

(カ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

(キ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 故障通知時間SLA

(ア) 故障通知時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
------	-------	-------

Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	3%
--	--	----

(イ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間SLAを適用しません。

A 第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をしたことによりそのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止等としているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

(ウ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

(エ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

エ ネットワーク稼働率SLA

(ア) ネットワーク稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		ネットワーク稼働率	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%を下回ったとき	その料金月における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	99.8%以上 99.99%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%
		95.0%以上 98.0%未満	10%
		90.0%以上 95.0%未満	20%
		90.0%未満	100%

(イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。

全体累積稼働時間＝その料金月に相当する時間×Universal Oneサービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）

(ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

ネットワーク稼働率 (%) = (1 - 利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間 ÷ 全体累積稼働時間) × 100

(エ) 当社は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのUniversal Oneサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いませ

ん。
(オ) 当社は、そのUniversal Oneサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率SLAによる料金返還を行

いません。
(カ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

オ 回線稼働率SLA

(ア) 回線稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		回線稼働率	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの回線稼働率が99.9%を下回ったとき	その料金月における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	99.8%以上 99.9%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%
		95.0%以上 98.0%未満	5%
		90.0%以上 95.0%未満	10%
		90.0%未満	20%

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

回線稼働率 (%) = (1 - 利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間 ÷ 回線累積稼働時間) × 100

(エ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いませ

ん。
(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、適用した後の額とします。

カ 網内遅延SLA

(ア) 網内遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
------	-------	-------

当社網内の1の提供区間の一端から送信されたIPパケット又はイーサネットフレームのその提供区間の往復に要する時間（VPNサービスを全く利用できない状態が生じた場合を除きます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたとき	その料金月における定額通信料及び加算料	10%
--	---------------------	-----

(イ) 当社は、そのVPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、網内遅延SLAによる料金返還を行いません。

(ウ) 返還基準額は、通則3に規定する場合が生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

(3) 当社は、各SLAの返還料金額は、各SLAの適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る月額料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則3に規定する場合が生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。）の合計額（第38条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(4) 当社は、(2)の表のSLAの項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれのSLAの返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。

(5) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、そのVPNサービスに係る料金の支払義務については、第38条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(注) 通則16の(2)のイの(キ)及びウの(エ)並びに(3)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

(1) 開通遅延SLAに係る適用事象が生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合。

(2) 故障回復時間SLA又は故障通知時間SLAに係る適用事象が、そのVPNサービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合。

(専用サービスのSLAに係る料金の扱い)

17 専用サービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用サービス（回線契約に係るものに限り、）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となる専用サービスの区別等
開通遅延SLA 故障回復時間SLA 故障通知時間SLA ネットワーク稼働率SLA 回線稼働率SLA 帯域保証SLA	ギャランティ（イーサ専用）アクセス （トランスポート型に限ります。）

開通遅延 S L A 故障回復時間 S L A ネットワーク稼働率 S L A 回線稼働率 S L A	ギャランティ（イーサ専用）アクセス （波長/SDH型に限ります。） ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
--	---

(2) 当社は、別記 1 に規定する当社の提供区間（開通遅延 S L A については、別記 13 に規定する回線制御装置（料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する Universal One ターミナル等）に限り、予備機を除きます。）に係る区間を含みます。）において、次に規定する S L A の適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額として Universal One 契約者に返還します。

ア 開通遅延 S L A

(ア) 開通遅延 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		開通遅延日数	料金返還率
Universal One 契約者の責めによらない理由により、開通予定日にその専用サービスの提供を開始できなかったとき	その専用サービスの提供を開始した日における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第 3 表に定める回線制御装置使用料（Universal One ターミナル等に係るもの）に限り、予備機に係るものを除きます。以下この通則 17 において同じとします。）	1 日	10%
		2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 1% を加算した率
		15 日	25%
		16 日以上 28 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 2% を加算した率
		28 日以上	50%

(イ) 開通予定日は、当社とその Universal One 契約者とがその専用サービスの提供の開始を合意した日をいいます。

(ウ) 開通遅延日数は、開通予定日の翌日から起算して専用サービスの提供を開始した日までの日数をいいます。

イ 故障回復時間 S L A

(ア) 故障回復時間 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
------	-------	-------

<p>Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの利用不能時間が30分（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）は2時間とします。）以上連続したとき</p>	<p>その専用サービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料</p>	<p>(1) 100Gb/s以外の品目の場合、100Gb/sの品目であってデュアルクラスの場合又は100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合</p> <table border="1" data-bbox="786 416 1275 1021"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上 1時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1時間以上 2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上 4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上 6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上 8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 48時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>48時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）</p> <table border="1" data-bbox="786 1140 1275 1576"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以上 4時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上 6時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上 8時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 48時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>48時間以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	30分以上 1時間未満	3%	1時間以上 2時間未満	10%	2時間以上 4時間未満	20%	4時間以上 6時間未満	30%	6時間以上 8時間未満	40%	8時間以上 48時間未満	50%	48時間以上	100%	利用不能時間	料金返還率	2時間以上 4時間未満	3%	4時間以上 6時間未満	10%	6時間以上 8時間未満	20%	8時間以上 48時間未満	30%	48時間以上	50%
利用不能時間	料金返還率																													
30分以上 1時間未満	3%																													
1時間以上 2時間未満	10%																													
2時間以上 4時間未満	20%																													
4時間以上 6時間未満	30%																													
6時間以上 8時間未満	40%																													
8時間以上 48時間未満	50%																													
48時間以上	100%																													
利用不能時間	料金返還率																													
2時間以上 4時間未満	3%																													
4時間以上 6時間未満	10%																													
6時間以上 8時間未満	20%																													
8時間以上 48時間未満	30%																													
48時間以上	50%																													

(イ) 利用不能時間は、Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則17において同じとします。

(ウ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをUniversal One契約者に通知したときに限ります。）、利用停止又

は接続休止等（以下この通則17において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、その専用サービスに係る利用料金については、第38条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間S L Aが適用される場合には、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）は適用しません。

ただし、返還基準額以外のその専用サービスに係る利用料金については、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）を適用します。

(オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）は2時間とします。）未満となるものに限りません。）が生じたときは、第38条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限りません。）を適用します。

(カ) 当社は、故障回復時間S L Aが適用される場合の返還料金額が、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、故障回復時間S L Aを適用せず、第38条第2項第2号の規定を適用します。

(キ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 故障通知時間S L A

(ア) 故障通知時間S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	3%

(イ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間S L Aを適用しません。

A 第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をしたことによりその専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

(ウ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

エ ネットワーク稼働率S L A

(ア) ネットワーク稼働率S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率												
Universal One契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）は99.8%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) 100Gb/s以外の品目の場合、100Gb/sの品目であってデュアルクラスの場合又は100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	ネットワーク稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.99%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	10%	90.0%以上 95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
		ネットワーク稼働率	料金返還率											
		99.8%以上 99.99%未満	1%											
		98.0%以上 99.8%未満	3%											
		95.0%以上 98.0%未満	10%											
		90.0%以上 95.0%未満	20%											
		90.0%未満	100%											
		(2) 100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	ネットワーク稼働率	料金返還率	98.0%以上 99.8%未満	1%	95.0%以上 98.0%未満	3%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	50%		
ネットワーク稼働率	料金返還率													
98.0%以上 99.8%未満	1%													
95.0%以上 98.0%未満	3%													
90.0%以上 95.0%未満	10%													
90.0%未満	50%													

(イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。

全体累積稼働時間＝その料金月に相当する時間×Universal Oneサービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）

(ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

ネットワーク稼働率（%）＝（1－利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間÷全体累積稼働時間）×100

(エ) 当社は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのUniversal Oneサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いませ

(オ) 当社は、そのUniversal Oneサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率SLAによる料金返還を行いません。

(カ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

オ 回線稼働率SLA

(ア) 回線稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率												
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの回線稼働率が99.9%（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）は98.0%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) 100Gb/s以外の品目の場合、100Gb/sの品目であってデュアルクラスの場合又は100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回線稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.9%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	回線稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.9%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	5%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	20%
		回線稼働率	料金返還率											
		99.8%以上 99.9%未満	1%											
		98.0%以上 99.8%未満	3%											
		95.0%以上 98.0%未満	5%											
		90.0%以上 95.0%未満	10%											
		90.0%未満	20%											
		(2) 100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回線稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	回線稼働率	料金返還率	95.0%以上 98.0%未満	3%	90.0%以上 95.0%未満	5%	90.0%未満	10%				
回線稼働率	料金返還率													
95.0%以上 98.0%未満	3%													
90.0%以上 95.0%未満	5%													
90.0%未満	10%													

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

$$\text{回線稼働率 (\%)} = (1 - \text{利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間} \div \text{回線累積稼働時間}) \times 100$$

(エ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

カ 帯域保証 S L A

(ア) 帯域保証 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		帯域低下時間	料金返還率
Universal One 契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの帯域低下時間が30分以上連続したとき	その専用サービスについて帯域低下が発生した時点における定額通信料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	30分以上 1時間未満	3%
		1時間以上 2時間未満	10%
		2時間以上 4時間未満	20%
		4時間以上 6時間未満	30%
		6時間以上 8時間未満	40%
		8時間以上 48時間未満	50%
		48時間以上	100%

(イ) 帯域低下時間は、帯域低下（その専用サービスに係る回線の符号伝送速度が、その品目に満たない状態（当社が別に定める状態に限りませ。）となる場合をいいます。）であることを当社が知った時刻（Universal One サービス取扱所において、当社が試験を行い、そのことを確認した時刻をいいます。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。

(ウ) 当社は、その専用サービスについて帯域低下であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、その期間については帯域低下時間として取り扱いません。

(エ) 当社は、故障回復時間 S L A が適用される場合には、帯域保証 S L A は適用しません。

(オ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

(3) 通則17の(2)の規定にかかわらず、専用サービス（臨時専用契約に係るものに限ります。）の S L A の返還基準額は、その適用事象が発生した日の属する料金月におけるものとします。

(4) 当社は、各 S L A の返還料金額は、各 S L A の適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る利用料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第38条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(5) 当社は、(2)の表の S L A の項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

- ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれのSLAの返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。
- (6) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、その専用サービスに係る料金の支払義務については、第38条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(注) 通則17の(2)のイの(キ)、ウの(ウ)及びカの(オ)並びに(4)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- (1) 開通遅延SLAに係る適用事象が生じた場合であって、料金月の初日以外の日にその専用サービスの提供を開始した場合。
- (2) 故障回復時間SLA、故障通知時間SLA又は帯域保証SLAに係る適用事象が、その専用サービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にその専用サービスの提供を開始した場合。

(国際VPNサービスのSLAに係る料金の扱い)

- 18 当社は、国際VPNサービスについては、SLAを適用しません。
- ただし、国際VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについて、当社とUniversal One契約者との間で別段の合意がある場合は、その定めるところによります。

(クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い)

- 19 料金表第1表(料金)に規定するクラウドコネクタ接続機能(その他接続タイプを除きます。以下19において同じとします。)のSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の区分等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるクラウドコネクタ接続機能の区分等
故障回復時間SLA 稼働率SLA	ギャランティ型

- (2) 当社は、クラウドコネクタ接続機能のギャランティ型に係る区間(クラウドゲートウェイ(クラウドコネクタ接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。)とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間)において次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		利用不能時間	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能の利用不能時間が1時間以上連続したとき	クラウドコネクタ接続機能を全く利用できない状態が発生した時点におけるそのクラウドコネクタ接続機能に係る付加機能利用料	1の接続(当社が別に定める接続構成とします。)ごとに	
		1時間以上 4時間未満	1%
		4時間以上 12時間未満	5%

		12時間以上 24時間未満	10%
		24時間以上 72時間未満	20%
		72時間以上	50%

(イ) 利用不能時間は、接続タイプに応じて次のとおりとします。以下この通則19において同じとします。

A B以外の場合

利用不能時間は、Universal One契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能に係る接続が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。

B Microsoft接続タイプの場合

利用不能時間は、1の接続に属する1の論理接続ごとに、Aの規定を準用して取り扱います。

ただし、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら2以上の論理接続の利用不能時間を連続した1の利用不能時間とみなします。この場合において、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の全く利用できない状態が全て解消した時刻をその1の接続における解消時刻とします。

(ウ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止（当社があらかじめそのことをUniversal One契約者に通知したときに限ります。）又は利用停止（以下この通則19において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金については、第38条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）は適用しません。

(オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのクラウドコネクタ接続機能を全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、第38条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

(カ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

イ 稼働率SLA

(ア) 稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによ	その料金月におけるそのクラウドコ	1の接続（当社が別に定める接続構成とします。）ごとに

らない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能の累積故障時間（その料金月における利用不能時間（1の故障が1分未満のものを除きます。）を1の料金月ごとに合算した時間とします。）が5分以上となったとき	ネット接続機能の付加機能利用料	累積故障時間	料金返還率
		5分以上 30分未満	10%
		30分以上 1時間未満	20%
		1時間以上 2時間未満	35%
		2時間以上	50%

(イ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(ウ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

(3) 当社は、各SLAの返還料金額は、各SLAの適用事象が発生した日を含む料金月に係るクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料（通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。）の合計額の50%（(4)に定める場合を除きます。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(4) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料に第38条第2項第2号の規定が適用された場合であって、その料金月のクラウドコネクタ接続機能に係る付加機能利用料から第38条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた結果の額がその料金月における各SLAの返還上限額に満たないときは、その減じた結果の額をその料金月の返還上限額とします。

(5) 当社は、(2)の表のSLAの項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

ただし、その返還料金額の合計額が返還上限額を超える場合は、返還上限額を返還します。

(6) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金の支払義務については、第38条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(7) 当社は、1の故障において、(2)に規定する各SLA又は2以上のSLAが適用される場合の返還料金額が、SLAを適用せずに第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）を適用するとした場合の当該規定により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、SLAを適用せず、第38条第2項第2号の規定を適用します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal Oneサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、Universal Oneサービスの需要と供給の見込み等を考慮してVPNサービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。
(2) 定額通信料等の適用	<p>ア 当社は、VPNサービス（イに定めるものを除きます。）について、2-1に規定する定額通信料を適用します。</p> <p>イ 当社は、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）については、2-1に規定する定額通信料及びワイヤレス利用料を合算して適用します。</p> <p>ウ 当社は、ギャランティ（フレキシブル）アクセスについて、その回線契約に係る定額通信料の基本額と加算額を合算して適用します。</p>
(3) 定額通信料の適用除外	VPNサービス（契約者回線等（レイヤー3に係るベストエフォートアクセス（フレットタイプ（フレット一括提供型）に限ります。）及びベストエフォート（ライト）アクセス（フレットタイプ（フレット一括提供型）に限ります。）に限ります。）に限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのVPNサービスの提供の開始、移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、回線契約者からその旨の申出があり、その回線契約の解除、VPNサービスの移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る定額通信料は適用しません。
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア VPNサービスには、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）を除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除又は変更のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブル）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額及びギャランティアクセス（STMタイプに限ります。）については、定額通信料と加算料を合算した額に相当する額とします。以下オまで同じとします。）に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) レイヤーの区別の変更（ベストエフォートアクセスに係るものに限ります。）</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、エの(イ)に定める変更以外のもの</p>

(ウ) 契約者回線等による区分の変更であって、エの(オ)に定める変更以外のもの

(エ) 協定事業者の変更（ギャランティアアクセス（イーサタイプ（電力系NCC利用）に限ります。）に係るものに限ります。）

(オ) ギャランティアアクセスの品目タイプにおけるSTMタイプとイーサタイプとの間の相互の変更

ウ イの場合において、VPNサービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。

エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。

(ア) レイヤーの区別の変更であって、イの(ア)に定める変更以外のもの

(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの

A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）との間の変更

B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はバーストアクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

D ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

(ウ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブル）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。）

(エ) 基準品目の変更

(オ) 契約者回線等による区分の変更（光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型の相互間の変更に限ります。）

(カ) 最低伝送速度の変更

(キ) 光アクセス回線とDSL回線との間の変更

	<p>(ク) フレッツタイプの区分の変更</p> <p>(ケ) 通信又は保守の態様による細目の変更</p> <p>オ 当社は、品目が音声伝送のものとその他の区別等との間の相互の変更については、イからエまでの規定を適用しません。</p>
(5) 付加機能利用料の適用	当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の代表契約又は回線契約ごとに適用します。
(6) 加算料の適用	<p>ア 当社は、VPNサービス（ギャランティアクセスのSTMタイプに限ります。）について、2-3に規定する加算料を適用します。</p> <p>イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続契約者回線（別記2の(1)のイに掲げる協定事業者に係るものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う額とします。以下同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとし、</p> <p>エ Universal One契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
(7) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-4に規定するユニバーサルサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（当社が別に定めるワイヤレス回線番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(8) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者がサービス取扱所等を変更した場合の定額通信料の適用	当社又は別記2に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービス取扱所等（その他社接続契約者回線の終端に対向する装置が設置されるUniversal Oneサービス取扱所に限ります。以下、同じとします。）を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 ギャランティアクセス (定額通信料)

(1) イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

ア イ以外のもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	80,000円 (86,400円)
2 Mb/sのもの	120,000円 (129,600円)
3 Mb/sのもの	140,000円 (151,200円)
5 Mb/sのもの	180,000円 (194,400円)
7 Mb/sのもの	212,000円 (228,960円)
10Mb/sのもの	260,000円 (280,800円)
20Mb/sのもの	315,000円 (340,200円)
30Mb/sのもの	370,000円 (399,600円)
50Mb/sのもの	480,000円 (518,400円)
70Mb/sのもの	568,000円 (613,440円)
100Mb/sのもの	700,000円 (756,000円)
200Mb/sのもの	1,400,000円 (1,512,000円)
300Mb/sのもの	2,000,000円 (2,160,000円)
500Mb/sのもの	3,200,000円 (3,456,000円)
700Mb/sのもの	4,200,000円 (4,536,000円)
1 Gb/sのもの	5,600,000円 (6,048,000円)
2 Gb/sのもの	6,720,000円 (7,257,600円)
3 Gb/sのもの	7,840,000円 (8,467,200円)
5 Gb/sのもの	10,080,000円 (10,886,400円)
7 Gb/sのもの	12,320,000円 (13,305,600円)
10Gb/sのもの	16,800,000円 (18,144,000円)

イ 分散に係る区別が分散パターン2に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	120,000円 (129,600円)
2 Mb/sのもの	165,000円 (178,200円)

3 Mb/sのもの	190,000円 (205,200円)
5 Mb/sのもの	250,000円 (270,000円)
7 Mb/sのもの	363,000円 (392,040円)
10Mb/sのもの	426,000円 (460,080円)
20Mb/sのもの	531,000円 (573,480円)
30Mb/sのもの	640,000円 (691,200円)
50Mb/sのもの	850,000円 (918,000円)
70Mb/sのもの	1,048,000円 (1,131,840円)
100Mb/sのもの	1,329,000円 (1,435,320円)
200Mb/sのもの	2,112,000円 (2,280,960円)
300Mb/sのもの	2,759,000円 (2,979,720円)
500Mb/sのもの	4,242,000円 (4,581,360円)
700Mb/sのもの	5,713,000円 (6,170,040円)
1 Gb/sのもの	7,841,000円 (8,468,280円)
2 Gb/sのもの	9,800,000円 (10,584,000円)
3 Gb/sのもの	11,300,000円 (12,204,000円)
5 Gb/sのもの	14,700,000円 (15,876,000円)
7 Gb/sのもの	17,900,000円 (19,332,000円)
10Gb/sのもの	22,100,000円 (23,868,000円)

(2) イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sから100Mb/s品目までのもの	その回線契約をイーサタイプ (NTT Co m光アクセス利用) ア (イ以外のもの) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(3) イーサタイプ (電力系NCC利用)

ア 協定事業者が北海道総合通信網株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
	同一の単位料金区域 (北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。) 内において、その他社接続契約者回線を利用するもの
	左欄以外のもの

1 Mb/sのもの	108,500円 (117,180円)	108,500円 (117,180円)
2 Mb/sのもの	130,900円 (141,372円)	130,900円 (141,372円)
3 Mb/sのもの	162,400円 (175,392円)	162,400円 (175,392円)
5 Mb/sのもの	229,400円 (247,752円)	229,400円 (247,752円)
7 Mb/sのもの	326,200円 (352,296円)	377,900円 (408,132円)
10Mb/sのもの	388,800円 (419,904円)	513,500円 (554,580円)
20Mb/sのもの	467,100円 (504,468円)	616,500円 (665,820円)
30Mb/sのもの	545,300円 (588,924円)	719,400円 (776,952円)
50Mb/sのもの	701,800円 (757,944円)	925,300円 (999,324円)
70Mb/sのもの	858,200円 (926,856円)	1,131,200円 (1,221,696円)
100Mb/sのもの	1,091,800円 (1,179,144円)	1,432,900円 (1,547,532円)
1 Gb/sのもの	7,205,000円 (7,781,400円)	—

イ 協定事業者が東北インテリジェント通信株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	107,300円 (115,884円)	126,100円 (136,188円)
2 Mb/sのもの	136,800円 (147,744円)	174,400円 (188,352円)
3 Mb/sのもの	169,400円 (182,952円)	227,100円 (245,268円)
5 Mb/sのもの	245,900円 (265,572円)	331,800円 (358,344円)
7 Mb/sのもの	359,100円 (387,828円)	473,200円 (511,056円)

10Mb/sのもの	447,600円 (483,408円)	606,500円 (655,020円)
20Mb/sのもの	508,200円 (548,856円)	701,200円 (757,296円)
30Mb/sのもの	568,800円 (614,304円)	795,900円 (859,572円)
50Mb/sのもの	690,000円 (745,200円)	985,300円 (1,064,124円)
70Mb/sのもの	811,200円 (876,096円)	1,177,100円 (1,271,268円)
100Mb/sのもの	994,100円 (1,073,628円)	1,464,700円 (1,581,876円)
200Mb/sのもの	1,987,000円 (2,145,960円)	2,617,000円 (2,826,360円)
300Mb/sのもの	2,787,000円 (3,009,960円)	3,732,000円 (4,030,560円)
500Mb/sのもの	4,387,000円 (4,737,960円)	5,962,000円 (6,438,960円)
700Mb/sのもの	5,985,000円 (6,463,800円)	8,190,000円 (8,845,200円)
1 Gb/sのもの	8,334,000円 (9,000,720円)	11,484,000円 (12,402,720円)

ウ 協定事業者がKDDI株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額		
	当社が別に定める地域において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のものであって、同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左の二欄以外のもの
1 Mb/sのもの	—	106,100円 (114,588円)	126,100円 (136,188円)
2 Mb/sのもの	—	141,800円 (153,144円)	165,300円 (178,524円)
3 Mb/sのもの	—	168,500円 (181,980円)	203,800円 (220,104円)
5 Mb/sのもの	—	255,600円 (276,048円)	290,900円 (314,172円)

7 Mb/sのもの	—	364,100円 (393,228円)	423,000円 (456,840円)
10Mb/sのもの	—	444,400円 (479,952円)	515,000円 (556,200円)
20Mb/sのもの	—	532,100円 (574,668円)	638,000円 (689,040円)
30Mb/sのもの	—	605,600円 (654,048円)	746,800円 (806,544円)
50Mb/sのもの	—	729,100円 (787,428円)	940,900円 (1,016,172円)
70Mb/sのもの	—	852,700円 (920,916円)	1,135,000円 (1,225,800円)
100Mb/sのもの	—	1,038,000円 (1,121,040円)	1,426,200円 (1,540,296円)
200Mb/sのもの	2,256,000円 (2,436,480円)	2,574,000円 (2,779,920円)	3,056,000円 (3,300,480円)
300Mb/sのもの	2,691,000円 (2,906,280円)	3,233,000円 (3,491,640円)	3,962,000円 (4,278,960円)
500Mb/sのもの	3,774,000円 (4,075,920円)	4,762,000円 (5,142,960円)	5,974,000円 (6,451,920円)
700Mb/sのもの	4,844,000円 (5,231,520円)	6,291,000円 (6,794,280円)	7,974,000円 (8,611,920円)
1 Gb/sのもの	6,339,000円 (6,846,120円)	8,480,000円 (9,158,400円)	10,891,000円 (11,762,280円)

エ 協定事業者が中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	106,100円 (114,588円)	129,600円 (139,968円)
2 Mb/sのもの	142,600円 (154,008円)	177,900円 (192,132円)
3 Mb/sのもの	181,200円 (195,696円)	228,200円 (246,456円)
5 Mb/sのもの	268,200円 (289,656円)	338,800円 (365,904円)
7 Mb/sのもの	362,600円 (391,608円)	456,800円 (493,344円)

10Mb/sのもの	421,800円 (455,544円)	551,200円 (595,296円)
20Mb/sのもの	515,300円 (556,524円)	675,300円 (729,324円)
30Mb/sのもの	612,400円 (661,392円)	802,900円 (867,132円)
50Mb/sのもの	806,500円 (871,020円)	1,058,200円 (1,142,856円)
70Mb/sのもの	925,300円 (999,324円)	1,231,200円 (1,329,696円)
100Mb/sのもの	1,103,500円 (1,191,780円)	1,491,800円 (1,611,144円)
200Mb/sのもの	1,746,000円 (1,885,680円)	2,181,000円 (2,355,480円)
300Mb/sのもの	2,203,000円 (2,379,240円)	2,828,000円 (3,054,240円)
500Mb/sのもの	3,316,000円 (3,581,280円)	4,323,000円 (4,668,840円)
700Mb/sのもの	4,428,000円 (4,782,240円)	5,817,000円 (6,282,360円)
1 Gb/sのもの	5,993,000円 (6,472,440円)	7,946,000円 (8,581,680円)

オ 協定事業者が北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	104,900円 (113,292円)	126,100円 (136,188円)
2 Mb/sのもの	136,800円 (147,744円)	174,400円 (188,352円)
3 Mb/sのもの	169,400円 (182,952円)	227,100円 (245,268円)
5 Mb/sのもの	250,600円 (270,648円)	335,300円 (362,124円)
7 Mb/sのもの	349,700円 (377,676円)	474,400円 (512,352円)
10Mb/sのもの	413,500円 (446,580円)	599,400円 (647,352円)

20Mb/sのもの	481,200円 (519,696円)	692,900円 (748,332円)
30Mb/sのもの	548,800円 (592,704円)	786,500円 (849,420円)
50Mb/sのもの	684,100円 (738,828円)	973,500円 (1,051,380円)
70Mb/sのもの	819,400円 (884,952円)	1,158,200円 (1,250,856円)
100Mb/sのもの	1,017,600円 (1,099,008円)	1,432,900円 (1,547,532円)
200Mb/sのもの	2,038,000円 (2,201,040円)	2,754,000円 (2,974,320円)
300Mb/sのもの	2,825,000円 (3,051,000円)	3,620,000円 (3,909,600円)
500Mb/sのもの	4,263,000円 (4,604,040円)	5,353,000円 (5,781,240円)
700Mb/sのもの	5,700,000円 (6,156,000円)	7,085,000円 (7,651,800円)
1 Gb/sのもの	7,813,000円 (8,438,040円)	9,634,000円 (10,404,720円)

カ 協定事業者が株式会社ケイ・オブティコムに係るもの

A B以外のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の府県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	102,600円 (110,808円)	122,600円 (132,408円)
2 Mb/sのもの	127,400円 (137,592円)	152,100円 (164,268円)
3 Mb/sのもの	160,000円 (172,800円)	190,600円 (205,848円)
5 Mb/sのもの	247,100円 (266,868円)	294,100円 (317,628円)
7 Mb/sのもの	366,200円 (395,496円)	489,700円 (528,876円)
10Mb/sのもの	462,900円 (499,932円)	701,800円 (757,944円)

20Mb/sのもの	528,200円 (570,456円)	789,400円 (852,552円)
30Mb/sのもの	593,500円 (640,980円)	877,100円 (947,268円)
50Mb/sのもの	725,300円 (783,324円)	1,052,400円 (1,136,592円)
70Mb/sのもの	855,900円 (924,372円)	1,227,600円 (1,325,808円)
100Mb/sのもの	1,052,900円 (1,137,132円)	1,490,600円 (1,609,848円)
200Mb/sのもの	1,734,000円 (1,872,720円)	2,274,000円 (2,455,920円)
300Mb/sのもの	2,452,000円 (2,648,160円)	3,173,000円 (3,426,840円)
500Mb/sのもの	3,887,000円 (4,197,960円)	4,970,000円 (5,367,600円)
700Mb/sのもの	5,322,000円 (5,747,760円)	6,768,000円 (7,309,440円)

B 品目が1Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
15kmまでのもの	5,965,000円 (6,442,200円)
30km "	7,134,000円 (7,704,720円)
40km "	7,399,000円 (7,990,920円)
50km "	7,633,000円 (8,243,640円)
60km "	7,819,000円 (8,444,520円)

キ 協定事業者が株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	101,400円 (109,512円)	126,100円 (136,188円)
2 Mb/sのもの	132,100円 (142,668円)	174,400円 (188,352円)

3 Mb/sのもの	163,500円 (176,580円)	227,100円 (245,268円)
5 Mb/sのもの	242,400円 (261,792円)	331,800円 (358,344円)
7 Mb/sのもの	343,800円 (371,304円)	449,700円 (485,676円)
10Mb/sのもの	412,400円 (445,392円)	544,100円 (587,628円)
20Mb/sのもの	482,400円 (520,992円)	640,000円 (691,200円)
30Mb/sのもの	552,400円 (596,592円)	735,900円 (794,772円)
50Mb/sのもの	692,400円 (747,792円)	927,600円 (1,001,808円)
70Mb/sのもの	832,400円 (898,992円)	1,119,400円 (1,208,952円)
100Mb/sのもの	1,041,200円 (1,124,496円)	1,405,900円 (1,518,372円)
200Mb/sのもの	2,190,000円 (2,365,200円)	2,670,000円 (2,883,600円)
300Mb/sのもの	3,125,000円 (3,375,000円)	3,750,000円 (4,050,000円)
500Mb/sのもの	4,925,000円 (5,319,000円)	5,800,000円 (6,264,000円)
700Mb/sのもの	6,725,000円 (7,263,000円)	7,850,000円 (8,478,000円)
1 Gb/sのもの	9,375,000円 (10,125,000円)	10,875,000円 (11,745,000円)

ク 協定事業者が株式会社S T N e tに係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	104,900円 (113,292円)	126,100円 (136,188円)
2 Mb/sのもの	139,100円 (150,228円)	174,400円 (188,352円)
3 Mb/sのもの	170,600円 (184,248円)	227,100円 (245,268円)

5 Mb/sのもの	248,200円 (268,056円)	331,800円 (358,344円)
7 Mb/sのもの	355,600円 (384,048円)	468,500円 (505,980円)
10Mb/sのもの	414,700円 (447,876円)	550,000円 (594,000円)
20Mb/sのもの	501,200円 (541,296円)	671,800円 (725,544円)
30Mb/sのもの	582,900円 (629,532円)	788,800円 (851,904円)
50Mb/sのもの	735,900円 (794,772円)	999,400円 (1,079,352円)
70Mb/sのもの	875,900円 (945,972円)	1,184,100円 (1,278,828円)
100Mb/sのもの	1,064,700円 (1,149,876円)	1,415,300円 (1,528,524円)
200Mb/sのもの	1,835,000円 (1,981,800円)	2,285,000円 (2,467,800円)
300Mb/sのもの	2,580,000円 (2,786,400円)	3,130,000円 (3,380,400円)
500Mb/sのもの	4,070,000円 (4,395,600円)	4,820,000円 (5,205,600円)
1 Gb/sのもの	7,625,000円 (8,235,000円)	8,750,000円 (9,450,000円)

ケ 協定事業者が株式会社QTnetに係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	103,800円 (112,104円)	130,800円 (141,264円)
2 Mb/sのもの	139,100円 (150,228円)	176,800円 (190,944円)
3 Mb/sのもの	170,600円 (184,248円)	227,100円 (245,268円)
5 Mb/sのもの	249,400円 (269,352円)	331,800円 (358,344円)
7 Mb/sのもの	363,800円 (392,904円)	463,800円 (500,904円)

10Mb/sのもの	444,100円 (479,628円)	564,100円 (609,228円)
20Mb/sのもの	523,500円 (565,380円)	670,600円 (724,248円)
30Mb/sのもの	602,900円 (651,132円)	777,100円 (839,268円)
50Mb/sのもの	754,700円 (815,076円)	985,300円 (1,064,124円)
70Mb/sのもの	901,800円 (973,944円)	1,188,800円 (1,283,904円)
100Mb/sのもの	1,097,600円 (1,185,408円)	1,462,400円 (1,579,392円)
200Mb/sのもの	2,369,000円 (2,558,520円)	3,419,000円 (3,692,520円)
300Mb/sのもの	3,192,000円 (3,447,360円)	4,352,000円 (4,700,160円)
500Mb/sのもの	4,838,000円 (5,225,040円)	6,218,000円 (6,715,440円)
700Mb/sのもの	6,483,000円 (7,001,640円)	8,084,000円 (8,730,720円)
1 Gb/sのもの	8,900,000円 (9,612,000円)	10,834,000円 (11,700,720円)

コ 協定事業者が沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	104,900円 (113,292円)
2 Mb/sのもの	132,100円 (142,668円)
3 Mb/sのもの	160,000円 (172,800円)
5 Mb/sのもの	229,400円 (247,752円)
10Mb/sのもの	373,500円 (403,380円)
20Mb/sのもの	457,600円 (494,208円)
30Mb/sのもの	540,600円 (583,848円)
50Mb/sのもの	706,500円 (763,020円)
100Mb/sのもの	1,005,900円 (1,086,372円)
200Mb/sのもの	1,825,000円 (1,971,000円)
300Mb/sのもの	2,600,000円 (2,808,000円)
500Mb/sのもの	4,150,000円 (4,482,000円)

1 Gb/sのもの	7,475,000円 (8,073,000円)
-----------	-------------------------

(4) イーサタイプ (ハウジング利用)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	60,000円 (64,800円)
2 Mb/sのもの	73,000円 (78,840円)
3 Mb/sのもの	88,000円 (95,040円)
5 Mb/sのもの	128,000円 (138,240円)
7 Mb/sのもの	213,000円 (230,040円)
10Mb/sのもの	258,000円 (278,640円)
20Mb/sのもの	312,000円 (336,960円)
30Mb/sのもの	362,000円 (390,960円)
50Mb/sのもの	462,000円 (498,960円)
70Mb/sのもの	562,000円 (606,960円)
100Mb/sのもの	700,000円 (756,000円)
200Mb/sのもの	800,000円 (864,000円)
300Mb/sのもの	1,200,000円 (1,296,000円)
500Mb/sのもの	2,200,000円 (2,376,000円)
700Mb/sのもの	3,200,000円 (3,456,000円)
1 Gb/sのもの	4,600,000円 (4,968,000円)
2 Gb/sのもの	5,520,000円 (5,961,600円)
3 Gb/sのもの	6,440,000円 (6,955,200円)
5 Gb/sのもの	8,280,000円 (8,942,400円)
7 Gb/sのもの	10,120,000円 (10,929,600円)
10Gb/sのもの	13,800,000円 (14,904,000円)

(5) S T Mタイプ

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
64kb/sのもの	33,000円 (35,640円)
128kb/sのもの	44,000円 (47,520円)

2-1-1-2 ギャランティ (センタエンド) アクセス (定額通信料)
イーサタイプ (N T T東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

品 目	最低伝送速度	料 金 額
10Mb/sのもの	1 Mbit/sのもの	95,000円 (102,600円)
	2 Mbit/sのもの	135,000円 (145,800円)
	3 Mbit/sのもの	165,000円 (178,200円)
	5 Mbit/sのもの	230,000円 (248,400円)
	7 Mbit/sのもの	250,000円 (270,000円)
100Mb/sのもの	10Mbit/sのもの	360,000円 (388,800円)
	20Mbit/sのもの	380,000円 (410,400円)
	30Mbit/sのもの	440,000円 (475,200円)
	50Mbit/sのもの	560,000円 (604,800円)
	70Mbit/sのもの	680,000円 (734,400円)

2-1-1-3 ギャランティ (フレキシブル) アクセス (定額通信料)

(1) イーサタイプ (NTT Com光アクセス利用)

ア イ以外のもの

(ア) 基本額

1の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	710,000円 (766,800円)
200Mb/sのもの	1,420,000円 (1,533,600円)
300Mb/sのもの	2,040,000円 (2,203,200円)
400Mb/sのもの	2,650,000円 (2,862,000円)
500Mb/sのもの	3,260,000円 (3,520,800円)
600Mb/sのもの	3,770,000円 (4,071,600円)
700Mb/sのもの	4,280,000円 (4,622,400円)
800Mb/sのもの	4,790,000円 (5,173,200円)
900Mb/sのもの	5,300,000円 (5,724,000円)
1 Gb/sのもの	5,710,000円 (6,166,800円)

(イ) 加算額

1の回線契約ごとに日額

料 金 額
その品目の料金額 (その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額) から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

イ 分散に係る区別が分散パターン2に係るもの

(ア) 基本額

1の回線契約ごとに月額

基準品目	料金額
100Mb/sのもの	1,339,000円 (1,446,120円)
200Mb/sのもの	2,132,000円 (2,302,560円)
300Mb/sのもの	2,799,000円 (3,022,920円)
400Mb/sのもの	3,545,000円 (3,828,600円)
500Mb/sのもの	4,302,000円 (4,646,160円)
600Mb/sのもの	5,059,000円 (5,463,720円)
700Mb/sのもの	5,793,000円 (6,256,440円)
800Mb/sのもの	6,550,000円 (7,074,000円)
900Mb/sのもの	7,307,000円 (7,891,560円)
1Gb/sのもの	7,951,000円 (8,587,080円)

(イ) 加算額

1の回線契約ごとに日額

料金額
その品目の料金額（その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額）から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

(2) イーサタイプ（ハウジング利用）

ア 基本額

1の回線契約ごとに月額

基準品目	料金額
100Mb/sのもの	710,000円 (766,800円)
200Mb/sのもの	820,000円 (885,600円)
300Mb/sのもの	1,240,000円 (1,339,200円)
400Mb/sのもの	1,750,000円 (1,890,000円)
500Mb/sのもの	2,260,000円 (2,440,800円)
600Mb/sのもの	2,770,000円 (2,991,600円)
700Mb/sのもの	3,280,000円 (3,542,400円)
800Mb/sのもの	3,790,000円 (4,093,200円)
900Mb/sのもの	4,300,000円 (4,644,000円)
1Gb/sのもの	4,710,000円 (5,086,800円)

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額

料 金 額

その品目の料金額（その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額）から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

2-1-1-4 バーストアクセス（定額通信料）
イーサタイプ

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Mb/sのもの	90,000円（97,200円）
100Mb/sのもの	300,000円（324,000円）

2-1-1-5 ベストエフォート（ハイグレード）アクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	25,800円（27,864円）
	マンション	24,500円（26,460円）

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	19,400円（20,952円）
	マンション	

2-1-1-6 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額		
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	11,800円
			(12,744円)
		ファミリーGL	11,800円
			(12,744円)
	マンション	下記以外のもの	10,500円
			(11,340円)

	マンションG L	10,500円 (11,340円)
--	----------	----------------------

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	11,800円 (12,744円)
	マンション	10,500円 (11,340円)

(2) フレッツタイプ (フレッツ一括提供型)

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額	
DSL回線に係るもの		12,500円 (13,500円)	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	12,100円 (13,068円)
		ファミリーG S	12,600円 (13,608円)
		ファミリーG L	12,300円 (13,284円)
	マンション	下記以外のもの	11,300円 (12,204円)
		マンションG S	11,800円 (12,744円)
		マンションG L	11,500円 (12,420円)
	ベーシック		17,000円 (18,360円)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
DSL回線に係るもの		12,350円 (13,338円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	12,300円 (13,284円)

	マンション	11,700円 (12,636円)
	ベーシック	17,000円 (18,360円)

(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
DSL回線に係るもの		5,400円 (5,832円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	
	ベーシック	

2-1-1-7 ベストエフォート (ライト) アクセス (定額通信料)

(1) フレッツタイプ (光一括提供型)

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	10,400円 (11,232円)
		ファミリーGL	10,400円 (11,232円)
	マンション	下記以外のもの	9,100円 (9,828円)
		マンションGL	9,100円 (9,828円)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	10,400円 (11,232円)
	マンション	9,100円 (9,828円)

(2) フレッツタイプ (フレッツ一括提供型)

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
D S L回線に係るもの			11,100円 (11,988円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	10,700円 (11,556円)
		ファミリーG S	11,200円 (12,096円)
		ファミリーG L	10,900円 (11,772円)
	マンション	下記以外のもの	9,900円 (10,692円)
		マンションG S	10,400円 (11,232円)
		マンションG L	10,100円 (10,908円)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
D S L回線に係るもの		10,950円 (11,826円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	10,900円 (11,772円)
	マンション	10,300円 (11,124円)

(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
D S L回線に係るもの		4,000円 (4,320円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	

2-1-1-8 ワイヤレスアクセス

(1) メイン契約に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	区 分	料 金 額
L T Eタイプ	1 G Bコース	定額通信料 5,400円 (5,832円)

		ワイヤレス利用料	2,000円 (2,160円)
	3GBコース	定額通信料	5,400円 (5,832円)
		ワイヤレス利用料	3,500円 (3,780円)
	7GBコース	定額通信料	5,400円 (5,832円)
		ワイヤレス利用料	5,500円 (5,940円)

(2) バックアップ契約に係るもの (定額通信料)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
3Gタイプ	1,700円 (1,836円)
LTEタイプ	2,700円 (2,916円)

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-1 ギャランティアアクセス (定額通信料)

(1) イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (NTTCom光アクセス利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(2) イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(3) イーサタイプ (電力系NCC利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (電力系NCC利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(4) イーサタイプ (ハウジング利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額

その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ（ハウジング利用）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(5) S T Mタイプ

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
128kb/sのもの	44,000円（47,520円）

2-1-2-2 ギャランティ（センタエンド）アクセス（定額通信料）
イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用））とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-3 バーストアクセス（定額通信料）
イーサタイプ

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るバーストアクセス（イーサタイプ）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-4 ベストエフォートアクセス（定額通信料）
(1) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額		
		契約事業者が東日本 電信電話株式会 社のもの	契約事業者が西日 本電信電話株式会 社のもの	
シングル セッションに 係るもの	D S L回線に係るもの		18,300円 (19,764円)	18,150円 (19,602円)
	光アクセス回 線に係るもの	ファミリー	17,900円 (19,332円)	18,100円 (19,548円)
		マンション	17,900円 (19,332円)	18,100円 (19,548円)
		ベーシック	24,500円 (26,460円)	24,500円 (26,460円)
デュアル セッションに 係るもの	D S L回線に係るもの		26,550円 (28,674円)	26,400円 (28,512円)
	光アクセス回 線に係るもの	ファミリー	33,600円 (36,288円)	33,800円 (36,504円)

	マンション	33,600円 (36,288円)	33,800円 (36,504円)
	ベーシック	39,600円 (42,768円)	39,600円 (42,768円)

(2) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額	
シングルセッションに係るもの	DSL回線に係るもの		11,200円 (12,096円)
	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	11,200円 (12,096円)
		マンション	11,200円 (12,096円)
		ベーシック	14,400円 (15,552円)
デュアルセッションに係るもの	DSL回線に係るもの		19,450円 (21,006円)
	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	26,900円 (29,052円)
		マンション	26,900円 (29,052円)
		ベーシック	29,500円 (31,860円)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1) その他接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
当社又は提携事業者のアプリケーションサービス (当社が別に定めるものを除きます。) とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	1のVPNグループごとに	—
備考		
<p>1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。</p> <p>3 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。</p> <p>(1) ギャランティアアクセス (品目が音声伝送のものに限ります。)</p> <p>(2) ギャランティ (イーサ専用) アクセス (VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。)</p> <p>(3) ギャランティ (フレキシブルイーサ専用) アクセス</p> <p>(注) 本区分に規定する当社が別に定めるアプリケーションサービスは、2-2-1-1 (クラウドコネクタ接続機能) の(2)から(6)まで及び当社が定めるサービス提供条件書に規定するものとします。</p>		

(2) Amazon接続タイプ

区 分			単 位	料金額
Amazon Web Services, Inc. のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ベストエフォート型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	60,000円 (64,800円)
		最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	150,000円 (162,000円)
	ギャランティ型	最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	215,000円 (232,200円)
		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	239,000円 (258,120円)
		最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	291,000円 (314,280円)
		最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	343,000円 (370,440円)
		最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	395,000円 (426,600円)
		最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	447,000円 (482,760円)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス 5 代表契約者は、ベストエフォート型に係る区分の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。 6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料 				

金の支払義務)又は第47条(責任の制限)の規定を準用します。

ただし、料金表通則19(クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い)が適用される場合は、その定めるところによります。

(3) Microsoft 接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
Microsoft Corporation のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ギャランティ型	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 64,000円 (69,120円)
		最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 215,000円 (232,200円)
		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 239,000円 (258,120円)
		最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 291,000円 (314,280円)
		最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 447,000円 (482,760円)
		最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 685,000円 (739,800円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアアクセス(品目が音声伝送のものに限ります。)
 - (2) ギャランティ(イーサ専用)アクセス(VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。)
 - (3) ギャランティ(フレキシブルイーサ専用)アクセス
- 5 当社は、この機能の提供にあたり、次のとおり論理接続の区分及びその区分に係る付加機能利用料を定めます。

月額

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

Private Peering	1の論理接続ごとに	—
Public Peering	1の論理接続ごとに	—
Microsoft Peering	1の論理接続ごとに	150,000円 (162,000円)
備考 1 当社は、論理接続の区分の変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。 2 当社は、論理接続の区分に係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。		

6 この機能を利用する代表契約者は、1以上の論理接続の申込みを行っていただきます。

7 当社は、Microsoft Peeringを利用する代表契約者に、追加IPアドレスを提供します。この場合において、追加IPアドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
NAPT用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	100,000円 (108,000円)
NAT用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	20,000円 (21,600円)

備考
1 当社は、追加IPアドレスの変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
2 当社は、追加IPアドレスに係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

8 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(4) ECL接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
当社のエンタープライズクラウドサービス利用規約に定めるエンタープライズクラウドサービス	ベストエフォート型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	—
		最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	124,000円 (133,920円)
エンタープライズクラウドサービス	ギャランティ型	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	60,000円 (64,800円)

利用規約に定めるネットワークを利用するものを除きます。)とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	96,000円 (103,680円)
	最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	128,000円 (138,240円)
	最大40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	158,000円 (170,640円)
	最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	185,000円 (199,800円)
	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	200,000円 (216,000円)
	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	239,000円 (258,120円)
	最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	291,000円 (314,280円)
	最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	343,000円 (370,440円)
	最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	395,000円 (426,600円)
	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	650,000円 (702,000円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、エンタープライズクラウドサービスとの間の通信について、そのエンタープライズクラウドサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとエンタープライズクラウドサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

5 代表契約者は、ベストエフォート型に係る区分の相互間又はギャランティ型に係る区分の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。

6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(5) Software-Defined Network Service接続タイプ

月額

区 分			単 位	料金額
当社のSoftware-Defined Network Service利用規約に定めるSoftware-Defined Network ServiceとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ベストエフォート型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	—

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、Software-Defined Network Serviceとの間の通信について、そのSoftware-Defined Network Serviceに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

(6) cybozu.com接続タイプ

月額

区 分			単 位	料金額
Cybozu, Inc.のアプリケーション	ベストエフォート型	最大100Mbit/s	帯域利用料 1の接続ごとに	60,000円 (64,800円)

シヨンサービ スとV P Nグ ループとの間 の通信を可能 とする機能		までの符 号伝送が 可能なも の	N A P T利 用料	1の接続 ごとに	150,000円 (162,000円)
---	--	---------------------------	----------------	-------------	------------------------

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料として、帯域利用料及びN A P T利用料を合算して適用します。
- 4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 5 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 6 当社は、N A P T利用料について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

2-2-1-2 .Phone接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
当社のI P通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードI P-P B Xサービス又は第6種シェアードI P-P B XサービスとV P Nグループとの間の通信を可能とする機能	1のV P Nグループごとに	—

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
ただし、当社のI P通信網サービス契約約款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目がS T Mタイプのものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
 - (4) ワイヤレスアクセス

2-2-1-3 インターネット接続機能

- (1) (2)以外のもの

月額

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	全拠点型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループにつき1の契約者回線等ごとに	3,000円 (3,240円)
		VPN型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	50,000円 (54,000円)
			最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	200,000円 (216,000円)
	帯域確保型	VPN型	最大1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	30,000円 (32,400円)
			最大2Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	40,000円 (43,200円)
			最大3Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	50,000円 (54,000円)
			最大5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	60,000円 (64,800円)
			最大7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	70,000円 (75,600円)
			最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	90,000円 (97,200円)
			最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	130,000円 (140,400円)
			最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	160,000円 (172,800円)
			最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	230,000円 (248,400円)
			最大70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	300,000円 (324,000円)

		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	410,000円 (442,800円)
--	--	--------------------------	--------------	------------------------

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置（インターネット接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続点との間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 3 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。
- 4 当社は、ベストエフォート型の全拠点型に係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における契約者回線等（この機能によりインターネット接続を行うことができるものであって、メイン契約及びレイヤー2のバックアップ契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における契約者回線等の数として取り扱います。
- 5 当社は、備考4の合計数の算出にあたり、その料金月に提供を開始した契約者回線等を除き、その料金月の初日以外の日に回線契約の解除があった契約者回線等を含めて計算します。
ただし、提供を開始した日と回線契約の解除があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その契約者回線等を含めて計算します。
- 6 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更を1の料金月につき1回まで請求することができます。
- 7 当社は、この機能に係る区分の変更があったときは、次の各号に定めるところにより、変更後の区分に係る付加機能利用料を適用します。
 - (1) ベストエフォート型における、全拠点型とVPN型（最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）との間の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月における付加機能利用料として適用します。
 - (2) (1)に定める区分の変更以外の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月の翌料金月における付加機能利用料として適用します。
- 8 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

(2) UTMタイプ

月額

区 分	単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能であってUTM機能を利用することができるもの	1のVPNグループごとに	115,000円 (124,200円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 3 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。
- 4 この機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。
- 5 当社は、この機能を利用する代表契約者に次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は次表に規定する料金の支払いを要します。

月額

区 分	単 位	料金額
二重化機能（インターネットゲートウェイ装置を二重化する機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	50,000円 (54,000円)
特定経路配信機能（Universal One契約者があらかじめ指定したIPアドレスに限り、インターネット接続機能を利用可能とする機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	30,000円 (32,400円)
ログレポート機能（Universal One契約者のインターネット接続機能に係る通信利用状況等の情報を提供する機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	75,000円 (81,000円)

備考

- 1 ログレポート機能を提供するにあたり、インターネット接続機能に係るUniversal One契約者の通信ログ等のデータを当社が取得することについて、代表契約者はあらかじめ包括的に同意していただきます。

- 2 備考1の場合において、代表契約者は、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループに所属している場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその回線契約者の同意を取得していただきます。
- 3 当社は、ログレポート機能の内容について一切の保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因するUniversal One契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4 備考1から備考3までに規定するほか、二重化機能、特定経路配信機能及びログレポート機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、インターネット接続機能に準ずるものとし

- 6 この機能は、ネットワークシステムズ株式会社が開発したセキュリティソフトウェアの使用許諾を受けて、当社が提供します。
- 7 代表契約者は、この機能を利用するにあたり、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループに所属している場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその回線契約者の同意を取得していただきます。
- 8 この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 9 この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限り
- 10 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、Universal One契約者に発生した損害については、責任を負いません。
- 11 当社は、第32条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。
ネットワークシステムズ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、Universal One契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
- 12 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
- (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限り）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

2-2-1-4 VPN間接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、VPN間フィルタリング機能以外のもの	通信先の1のVPNグループごとに	15,000円 (16,200円)
備考		
1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。		

- 2 代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、Universal Oneサービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能を利用するものとします。
- 3 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

2-2-1-5 VPN間フィルタリング機能

月額

区 分		単 位	料金額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、そのVPNグループ間の通信においてパケットフィルタリングを設定するもの	基本額	1のVPNグループごとに	15,000円 (16,200円)
	加算額	1のVPNグループにつき設定する15のパケットフィルタリングの条件を超える1のパケットフィルタリングの条件ごとに	1,000円 (1,080円)
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、Universal Oneサービスに係るもの又は当社のUniversal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。 3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス 			

2-2-1-6 Universal Oneモバイル接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
当社のモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセスサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	1のVPNグループごとに	—
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 		

2 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

- (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

2-2-1-7 MCOP認証機能

月額

区 分	単 位	料金額
Universal Oneモバイル接続機能に係る通信の認証の都度、新たに自動生成するパスワードを用いて認証する機能	1のIDごとに	250円 (270円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、Universal Oneモバイル接続機能に係る代表契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、Universal Oneモバイル接続機能により接続するモバイルアクセスサービスの種別等によっては、技術上又は保守上困難である等当社の業務の遂行に支障がある場合に、MCOP認証機能を提供できないことがあります。</p>		

2-2-1-8 セキュリティ機能

月額

区 分	単 位	料金額
セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択（アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。）されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能	VBBSタイプに係るもの	1のIDごとに 250円 (270円)
	IWSaaSタイプに係るもの	1のIDごとに 400円 (432円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、代表契約者（インターネット接続機能を利用する者又はそのVPNグループに通信の区分がベストエフォート（ライト）アクセスであってインターネット通信を行う契約者回線等若しくはインターネット接続機能を利用する契約者回線等を含む者に限り、この機能を提供します。</p>		

- 2 当社は、この機能を10ID単位で提供します。
- 3 代表契約者は、VBBSタイプとIWSaaSタイプとの間の相互間の変更は行うことができません。
- 4 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日から起算して、この機能の廃止があった日の前日までの期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。
ただし、この機能の提供を開始した日を含む料金月については、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。
- 5 この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供するものとします。
- 6 この機能（VBBSタイプに係るものに限ります。）の利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。
- 7 電子メール等の送受信メッセージに含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除を行うことができる機能は、VBBSタイプに限り提供します。
- 8 この機能（IWSaaSタイプに係るものに限ります。）のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 9 この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、当社が指定するURLに掲示されるパターンファイルにより対応可能なものとします。
- 10 当社は、第32条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。
トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、Universal One契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
- 11 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、Universal One契約者に発生した損害については、責任を負いません。

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

月額

区 分			単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	日本国内に設置されるもの	1台ごとに	1,000円 (1,080円)
		海外に設置されるもの	1台ごとに	10,000円 (10,800円)
	仮想クライアントに係るもの	アプリ型	1のIDごとに	250円 (270円)
		アダプタ型	1のIDごとに	1,500円 (1,620円)
備考 1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。				

用 語	用 語 の 意 味
仮想サーバ	インターネット及びVPNグループを仮想閉域網で接続可能にする、当社が設置する電気通信設備
仮想クライアント	仮想サーバと通信を行うためにダウンロードされるクライアントソフトウェア又は設置される仮想化制御装置

- 2 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 3 この機能を利用する代表契約者は、あらかじめ指定する他のVPNグループ（Universal Oneサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）とこの機能による通信をすることができます。
- 4 当社は、IDが3か月間利用されないときは、この機能を廃止したものと取り扱うことがあります。
ただし、仮想サーバ（海外に設置されるものに限ります。）を利用する場合はこの限りではありません。
- 5 当社は、仮想クライアントに係る付加機能利用料は、その仮想サーバに係るIDの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、その付加機能利用料を日割しません。
- 6 当社は、仮想サーバの提供を開始した日が属する料金月（その料金月にその仮想サーバを廃止した場合を除きます。）及び仮想サーバを廃止した日がその料金月の初日の場合におけるその料金月は、その仮想サーバに係る仮想クライアントにつき付加機能利用料を適用しません。
- 7 当社は、仮想クライアント（アプリ型に係るものに限ります。以下備考7において同じとします。）に対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

月額		
区 分	単 位	料 金 額
機体認証機能	1のIDごとに	100円（108円）

- 8 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、協定世界時を用いて計算します。
- 9 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。
- 10 この機能（アプリ型に係るものに限ります。）による通信を行う者は、当社が指定するクライアントソフトウェアを端末設備にインストールして使用するものとします。
- 11 当社は、10に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、責任を負いません。
- 12 この機能（アダプタ型に係るものに限ります。）による通信を行う者は、仮想化制御装置を使用するものとします。
- 13 当社は、仮想化制御装置に係る責任については、この約款に定めるもの限り負うものとし、その利用によってUniversal One契約者に発生したその他の損害については、責任を負いません。

14 この機能は、NTT Communications (Thailand) Co., Ltd.またはNTT Europe Ltd.と連帯して提供します。

15 当社は、1から14までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2-2-1-10 クラウドWi-Fi認証機能

月額

区 分		単 位	料金額
料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するクラウドWi-Fiアクセスポイントに接続する端末設備を認証する機能	10 I D までの場合	1 の V P N グループごとに	—
	10 I D を超える場合	1 の V P N グループにつき10 I D を超える1の I D ごとに	300円 (324円)

備考

1 当社は、代表契約者（クラウドWi-Fiアクセスポイントを利用する契約者回線等を含むV P Nグループに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。

2 この機能を利用する代表契約者は、次に掲げる期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときを除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。

(1) この機能の提供を開始した日が属する料金月の翌料金月から支払いを要します。

ただし、提供を開始した日が料金月の初日の場合は、提供を開始した日が属する料金月から支払いを要します。

(2) この機能の廃止があった日の前日が属する料金月まで支払いを要します。

(3) この機能の提供を開始した日と、この機能の廃止があった日又はその前日とが同じ料金月に属する場合は、1か月間について支払いを要します。

3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を、I Dの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。

4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2-2-2 回線契約に係るもの

2-2-2-1 優先制御機能

月額

区 分		単 位	料金額
I P パケットを I P パケットごとに、又はイーサネットフレームをイーサネットフレームごとに、あらかじめ指定した優先順位に従って、当	64kb/s品目から 1 Mb/s品目までのもの	1 の 契 約 者 回 線 等 ごとに	10,000円 (10,800円)
	2 Mb/s品目から 10Mb/s品目までのもの	1 の 契 約 者 回 線 等 ごとに	15,000円 (16,200円)
	20Mb/s品目のもの	1 の 契 約 者 回 線 等 ごとに	20,000円 (21,600円)

社が指定する方法で 転送する機能	30Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	30,000円 (32,400円)
	40Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	40,000円 (43,200円)
	50Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	50,000円 (54,000円)
	60Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	60,000円 (64,800円)
	70Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	70,000円 (75,600円)
	80Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	80,000円 (86,400円)
	90Mb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	90,000円 (97,200円)
	100Mb/s品目から 1Gb/s品目までのもの	1の契約者回線等 ごとに	100,000円 (108,000円)
	2Gb/s品目から 10Gb/s品目までのもの	1の契約者回線等 ごとに	200,000円 (216,000円)

備考

- 1 当社は、回線契約者（ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス又はギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限り、この機能を提供します。）に限り、この機能を提供します。
- 2 200Mb/s品目から10Gb/s品目までの優先制御機能については、レイヤー3に限り提供します。
- 3 VLAN多重機能（レイヤー3に係るものに限り、）を利用する回線契約者は、契約者回線等に設定する論理回線ごとにこの機能を利用することができます。この場合、当社は、1の論理回線ごとにその符号伝送速度に基づきこの機能に係る付加機能利用料を適用します。
- 4 当社は、この機能を利用する契約者回線等が、当社のIP通信網サービス契約約款に定めるUniversal One利用回線（第3種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー6のタイプ2のプラン3又は第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー1に係るものに限り、）となる場合は、この機能に係る付加機能利用料を適用しません。
- 5 1から4までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

区 分		単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行	レイヤー3 に係るもの	1の契約者回線等 につき1のVPN グループごとに	3,000円 (3,240円)

うことができるようにする機能	レイヤー 2 に係るもの	1 の契約者回線等 ごとに	—
<p>備考</p> <p>1 当社は、次に掲げる通信の区分に係る回線契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(1) レイヤー 3 に係るギャランティアクセス（品目が 2 Mb/s から 10 Gb/s までのものに限ります。）</p> <p>(2) レイヤー 2 に係るギャランティアクセス（品目が 2 Gb/s から 10 Gb/s までのものを除きます。）</p> <p>2 この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等に設定する論理回線ごとに、当社が指定する条件に従って符号伝送速度を指定することができます。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、当社が指定する論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。</p> <p>ただし、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目ごとに当社が定める符号伝送速度を超える場合は、論理回線を設定することができません。</p> <p>4 1 から 3 までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

2-2-2-3 インターネット接続機能

月額

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	拠点型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 の契約者回線等 ごとに	2,980円 (3,218.4円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、VPNサービスの区別等がレイヤー 3 のベストエフォートアクセスに係る回線契約者に限り、この機能を提供します。ただし、回線契約の種類がバックアップ契約の場合は、そのメイン契約がギャランティアクセス、ギャランティ（センタエンド）アクセス又はバーストアクセスに係るものに限ります。</p> <p>2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1 料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。</p>					

2-2-2-4 マルチキャスト機能

月額

区 分		単 位	料 金 額
マルチキャストグループ内にお	マルチキャスト利用回線に係るもの	1 のマルチキャスト利	20,000円

いて、マルチキャスト配信を行うことができる機能		用回線ごとに	(21,600円)
	マルチキャスト配信回線に係るもの	配信速度が1 Mbit/sのもの	10,000円 (10,800円)
		配信速度が2 Mbit/sから100Mbit/sまでのもの	10,000円 (10,800円) に配信速度が1 Mbit/sを超える1 Mbit/sまでごとに10,000円 (10,800円) を加えた額

備考

- 1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
マルチキャストグループ	代表契約者が指定する契約者回線等（同一の所属VPNグループに係るものに限り、）から構成されるグループ
マルチキャスト配信回線	マルチキャスト配信及びマルチキャスト受信が可能な契約者回線等
マルチキャスト受信回線	マルチキャスト受信のみが可能な契約者回線等
マルチキャスト利用回線	マルチキャスト配信回線及びマルチキャスト受信回線
配信速度	マルチキャスト配信回線とVPNノード装置との間に割当てられた帯域に係る上限値となる符号伝送速度
マルチキャスト配信端末	マルチキャスト機能を利用してマルチキャスト配信を行う自営端末設備

- 2 当社は、この機能に係る配信速度の区分として、1 Mbit/sから1 Mbit/sごとに10Mbit/sまで及び20Mbit/sから10Mbit/sごとに100Mbit/sまでの、19の区分を定めます。
- 3 当社は、回線契約者（レイヤー3のギャランティアクセス（品目が1 Mb/sから1 Gb/sまでのものに限り、）に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。
- 4 3の規定にかかわらず、当社は、回線契約者（この機能以外の回線契約に係る付加機能（優先制御機能を除きます。）を利用する者に限り、）には、この機能を提供しません。
- 5 この機能を利用する回線契約者は、そのUniversal Oneサービスの品目に係る符号伝送速度を超えるマルチキャスト配信を行うことができません。
- 6 この機能の申込みにあたっては、所属するマルチキャストグループをあらかじめ通知していただきます。
- 7 6に規定するほか、マルチキャスト配信回線に係る申込みにあたっては、配信速度及びマルチキャスト配信端末に係るIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。

8 1のVPNグループにおけるマルチキャスト利用回線の数、1のマルチキャスト利用回線が所属できるマルチキャストグループの数及び1のマルチキャスト配信回線に対し設定できるマルチキャスト配信端末に係るIPアドレスの数は、当社が指定する数を上限とします。

2-2-2-5 拠点間通信機能

月額

区 分	単 位	料 金 額
拠点間通信を行うことができる機能	1の回線につき2アドレス目以降1のアドレスごとに	100円 (108円)
備考		
<p>1 当社は、回線契約者（光一括提供型に係るものであって、その加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限り、この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 Universal One契約者は、加入者回線の転用（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利を回線契約者が当社へ移転すると同時に、その卸電気通信役務をもってUniversal Oneサービスの利用を開始する場合又は契約者回線等による区分の変更（フレッツ別契約型から光一括提供型への変更に限り、この機能の申込みを行うことができます。）を行う場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。</p>		

2-2-2-6 基本容量追加機能

区 分	単 位	料金額
1の料金月におけるワイヤレスアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	基本容量の追加1回ごとに	500円 (540円)
備考		
<p>1 当社は、回線契約者（ワイヤレスアクセス（メイン契約）に係る者に限り、この機能を提供します。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。</p> <p>3 基本容量の追加は、536,870,912バイトを単位とし、1の料金月において10,737,418,240バイトまで行うことができます。</p> <p>4 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。</p> <p>5 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により追加された基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。</p>		

2-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

レイヤー3のもの	64kb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	—
	128kb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	—
レイヤー2のもの	128kb/s品目のもの	1の契約者回線等 ごとに	—
備考			
1 当社は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。			
2 当社は、平成30年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。			

2-4 ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal Oneサービス区域の設定	<p>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、Universal Oneサービスの需要と供給の見込み等を考慮して専用サービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。</p>
(2) 定額通信料の適用	<p>ア 当社は、専用サービスについて、2-1に規定する定額通信料を適用します。</p> <p>イ 当社は、100Gb/sの品目について、そのVPNグループに所属する1の契約者回線等の終端と他の契約者回線等の終端との間を回線距離測定区間として、その回線距離に応じて、それぞれの契約者回線等に係る回線契約の定額通信料を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第8編）に規定する高速デジタル伝送サービスのハイウェイインタフェースの場合に準ずるものとしします。</p> <p>エ 当社は、ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについて、その回線契約に係る基準品目に対応する定額通信料の基本額とその回線契約に係る品目と基準品目の差に対応する定額通信料の加算額を合せて適用します。</p> <p>ただし、その品目が基準品目を下回るときは加算額を適用しません。</p> <p>オ エの場合において、インタフェースの区分が10G-I Fのもの、その品目と基準品目の差1Gb/sごとの加算額を適用し、その差の1Gb/s未満の端数についてその品目と基準品目の差100Mb/sごとの加算額を適用します。</p>
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 専用サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除又は変更のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額としします。以下エまで同じとしします。）に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>（ア） 通信の区分の変更であって、エの（ア）に定める変更以外のもの</p> <p>（イ） 契約者回線等による区分の変更</p> <p>ウ イの場合において、専用サービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。</p>

	<p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）との間の変更</p> <p>B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更</p> <p>C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はバーストアクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更</p> <p>(イ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。）</p> <p>(ウ) インタフェースによる区分の変更</p> <p>(エ) 基準品目の変更</p> <p>(オ) サービスエリアの区分の変更</p> <p>(カ) 通信又は保守の態様による細目の変更</p>
(4) 付加機能利用料の適用	<p>当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の回線契約ごとに適用します。</p>
(5) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合の定額通信料の適用	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>

2 料金額

2-1 定額通信料

2-1-1 レイヤー2 ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

2-1-1-1 トランスポート型

(1) イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	89,000円 (96,120円)
2 Mb/sのもの	123,000円 (132,840円)
3 Mb/sのもの	148,000円 (159,840円)
5 Mb/sのもの	198,000円 (213,840円)
7 Mb/sのもの	248,000円 (267,840円)
10Mb/sのもの	310,000円 (334,800円)
20Mb/sのもの	370,000円 (399,600円)
30Mb/sのもの	430,000円 (464,400円)
50Mb/sのもの	550,000円 (594,000円)
70Mb/sのもの	670,000円 (723,600円)
100Mb/sのもの	850,000円 (918,000円)
200Mb/sのもの	1,680,000円 (1,814,400円)
300Mb/sのもの	2,300,000円 (2,484,000円)
500Mb/sのもの	3,500,000円 (3,780,000円)
700Mb/sのもの	4,700,000円 (5,076,000円)
1 Gb/sのもの	6,000,000円 (6,480,000円)
2 Gb/sのもの	8,000,000円 (8,640,000円)
3 Gb/sのもの	9,800,000円 (10,584,000円)
5 Gb/sのもの	12,700,000円 (13,716,000円)
7 Gb/sのもの	15,000,000円 (16,200,000円)
10Gb/sのもの	18,000,000円 (19,440,000円)

(2) イーサタイプ（NTT東日本プレミア利用）であって専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	324,200円 (350,136円)
2 Mb/sのもの	393,500円 (424,980円)

3 Mb/sのもの	423,200円 (457,056円)
5 Mb/sのもの	483,600円 (522,288円)
7 Mb/sのもの	535,000円 (577,800円)
10Mb/sのもの	635,100円 (685,908円)
20Mb/sのもの	832,900円 (899,532円)
30Mb/sのもの	1,063,900円 (1,149,012円)
50Mb/sのもの	1,210,800円 (1,307,664円)
70Mb/sのもの	1,339,900円 (1,447,092円)
100Mb/sのもの	1,406,700円 (1,519,236円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	346,200円 (373,896円)
2 Mb/sのもの	417,500円 (450,900円)
3 Mb/sのもの	449,200円 (485,136円)
5 Mb/sのもの	513,100円 (554,148円)
7 Mb/sのもの	568,500円 (613,980円)
10Mb/sのもの	674,600円 (728,568円)
20Mb/sのもの	880,400円 (950,832円)
30Mb/sのもの	1,118,900円 (1,208,412円)
50Mb/sのもの	1,281,800円 (1,384,344円)
70Mb/sのもの	1,426,400円 (1,540,512円)
100Mb/sのもの	1,501,200円 (1,621,296円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	429,200円 (463,536円)
2 Mb/sのもの	502,000円 (542,160円)
3 Mb/sのもの	535,200円 (578,016円)
5 Mb/sのもの	602,600円 (650,808円)
7 Mb/sのもの	661,000円 (713,880円)
10Mb/sのもの	771,600円 (833,328円)
20Mb/sのもの	1,048,400円 (1,132,272円)

30Mb/sのもの	1,357,900円 (1,466,532円)
50Mb/sのもの	1,662,800円 (1,795,824円)
70Mb/sのもの	1,949,400円 (2,105,352円)
100Mb/sのもの	2,095,200円 (2,262,816円)

(3) イーサタイプ（NTT東日本プレミア利用）であって臨時専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	972,000円 (1,049,760円)
	2 Mb/sのもの	1,180,000円 (1,274,400円)
	3 Mb/sのもの	1,269,000円 (1,370,520円)
	5 Mb/sのもの	1,450,000円 (1,566,000円)
	7 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,733,400円)
	10Mb/sのもの	1,905,000円 (2,057,400円)
	20Mb/sのもの	2,498,000円 (2,697,840円)
	30Mb/sのもの	3,191,000円 (3,446,280円)
	50Mb/sのもの	3,632,000円 (3,922,560円)
	70Mb/sのもの	4,019,000円 (4,340,520円)
	100Mb/sのもの	4,220,000円 (4,557,600円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,038,000円 (1,121,040円)
	2 Mb/sのもの	1,252,000円 (1,352,160円)
	3 Mb/sのもの	1,347,000円 (1,454,760円)
	5 Mb/sのもの	1,539,000円 (1,662,120円)
	7 Mb/sのもの	1,705,000円 (1,841,400円)
	10Mb/sのもの	2,023,000円 (2,184,840円)
	20Mb/sのもの	2,641,000円 (2,852,280円)
	30Mb/sのもの	3,356,000円 (3,624,480円)
	50Mb/sのもの	3,845,000円 (4,152,600円)
	70Mb/sのもの	4,279,000円 (4,621,320円)
	100Mb/sのもの	4,503,000円 (4,863,240円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,287,000円 (1,389,960円)
	2 Mb/sのもの	1,506,000円 (1,626,480円)
	3 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,733,400円)
	5 Mb/sのもの	1,807,000円 (1,951,560円)
	7 Mb/sのもの	1,983,000円 (2,141,640円)
	10Mb/sのもの	2,314,000円 (2,499,120円)
	20Mb/sのもの	3,145,000円 (3,396,600円)
	30Mb/sのもの	4,073,000円 (4,398,840円)
	50Mb/sのもの	4,988,000円 (5,387,040円)
	70Mb/sのもの	5,848,000円 (6,315,840円)
	100Mb/sのもの	6,285,000円 (6,787,800円)

(4) イーサタイプ (NTT西日本ワイド利用) であって専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	324,200円 (350,136円)
2 Mb/sのもの	393,500円 (424,980円)
3 Mb/sのもの	423,200円 (457,056円)
5 Mb/sのもの	483,600円 (522,288円)
7 Mb/sのもの	535,000円 (577,800円)
10Mb/sのもの	635,100円 (685,908円)
20Mb/sのもの	832,900円 (899,532円)
30Mb/sのもの	1,063,900円 (1,149,012円)
50Mb/sのもの	1,210,800円 (1,307,664円)
70Mb/sのもの	1,339,900円 (1,447,092円)
100Mb/sのもの	1,406,700円 (1,519,236円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	346,200円 (373,896円)

2 Mb/sのもの	417,500円 (450,900円)
3 Mb/sのもの	449,200円 (485,136円)
5 Mb/sのもの	513,100円 (554,148円)
7 Mb/sのもの	568,500円 (613,980円)
10Mb/sのもの	674,600円 (728,568円)
20Mb/sのもの	880,400円 (950,832円)
30Mb/sのもの	1,118,900円 (1,208,412円)
50Mb/sのもの	1,281,800円 (1,384,344円)
70Mb/sのもの	1,426,400円 (1,540,512円)
100Mb/sのもの	1,501,200円 (1,621,296円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	429,200円 (463,536円)
2 Mb/sのもの	502,000円 (542,160円)
3 Mb/sのもの	535,200円 (578,016円)
5 Mb/sのもの	602,600円 (650,808円)
7 Mb/sのもの	661,000円 (713,880円)
10Mb/sのもの	771,600円 (833,328円)
20Mb/sのもの	1,048,400円 (1,132,272円)
30Mb/sのもの	1,357,900円 (1,466,532円)
50Mb/sのもの	1,662,800円 (1,795,824円)
70Mb/sのもの	1,949,400円 (2,105,352円)
100Mb/sのもの	2,095,200円 (2,262,816円)

(5) イーサタイプ (NTT西日本ワイド利用) であって臨時専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1 の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	972,000円 (1,049,760円)
	2 Mb/sのもの	1,180,000円 (1,274,400円)
	3 Mb/sのもの	1,269,000円 (1,370,520円)
	5 Mb/sのもの	1,450,000円 (1,566,000円)
	7 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,733,400円)

	10Mb/sのもの	1,905,000円 (2,057,400円)
	20Mb/sのもの	2,498,000円 (2,697,840円)
	30Mb/sのもの	3,191,000円 (3,446,280円)
	50Mb/sのもの	3,632,000円 (3,922,560円)
	70Mb/sのもの	4,019,000円 (4,340,520円)
	100Mb/sのもの	4,220,000円 (4,557,600円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,038,000円 (1,121,040円)
	2 Mb/sのもの	1,252,000円 (1,352,160円)
	3 Mb/sのもの	1,347,000円 (1,454,760円)
	5 Mb/sのもの	1,539,000円 (1,662,120円)
	7 Mb/sのもの	1,705,000円 (1,841,400円)
	10Mb/sのもの	2,023,000円 (2,184,840円)
	20Mb/sのもの	2,641,000円 (2,852,280円)
	30Mb/sのもの	3,356,000円 (3,624,480円)
	50Mb/sのもの	3,845,000円 (4,152,600円)
	70Mb/sのもの	4,279,000円 (4,621,320円)
	100Mb/sのもの	4,503,000円 (4,863,240円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,287,000円 (1,389,960円)
	2 Mb/sのもの	1,506,000円 (1,626,480円)
	3 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,733,400円)
	5 Mb/sのもの	1,807,000円 (1,951,560円)
	7 Mb/sのもの	1,983,000円 (2,141,640円)
	10Mb/sのもの	2,314,000円 (2,499,120円)
	20Mb/sのもの	3,145,000円 (3,396,600円)
	30Mb/sのもの	4,073,000円 (4,398,840円)
	50Mb/sのもの	4,988,000円 (5,387,040円)
	70Mb/sのもの	5,848,000円 (6,315,840円)

	100Mb/sのもの	6,285,000円 (6,787,800円)
--	------------	-------------------------

(6) イーサタイプ（ハウジング利用）であって専用契約となるもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	66,000円 (71,280円)
2 Mb/sのもの	75,000円 (81,000円)
3 Mb/sのもの	93,000円 (100,440円)
5 Mb/sのもの	140,000円 (151,200円)
7 Mb/sのもの	248,000円 (267,840円)
10Mb/sのもの	298,000円 (321,840円)
20Mb/sのもの	364,000円 (393,120円)
30Mb/sのもの	419,000円 (452,520円)
50Mb/sのもの	528,000円 (570,240円)
70Mb/sのもの	661,000円 (713,880円)
100Mb/sのもの	850,000円 (918,000円)
200Mb/sのもの	1,030,000円 (1,112,400円)
300Mb/sのもの	1,350,000円 (1,458,000円)
500Mb/sのもの	2,500,000円 (2,700,000円)
700Mb/sのもの	3,680,000円 (3,974,400円)
1 Gb/sのもの	5,030,000円 (5,432,400円)
2 Gb/sのもの	6,500,000円 (7,020,000円)
3 Gb/sのもの	8,000,000円 (8,640,000円)
5 Gb/sのもの	10,400,000円 (11,232,000円)
7 Gb/sのもの	12,300,000円 (13,284,000円)
10Gb/sのもの	14,800,000円 (15,984,000円)

(7) イーサタイプ（ハウジング利用）であって臨時専用契約となるもの
ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	149,000円 (160,920円)
	2 Mb/sのもの	176,000円 (190,080円)
	3 Mb/sのもの	220,000円 (237,600円)
	5 Mb/sのもの	337,000円 (363,960円)

	7 Mb/sのもの	602,000円 (650,160円)
	10Mb/sのもの	735,000円 (793,800円)
	20Mb/sのもの	867,000円 (936,360円)
	30Mb/sのもの	984,000円 (1,062,720円)
	50Mb/sのもの	1,153,000円 (1,245,240円)
	70Mb/sのもの	1,362,000円 (1,470,960円)
	100Mb/sのもの	1,712,000円 (1,848,960円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	159,000円 (171,720円)
	2 Mb/sのもの	187,000円 (201,960円)
	3 Mb/sのもの	234,000円 (252,720円)
	5 Mb/sのもの	357,000円 (385,560円)
	7 Mb/sのもの	639,000円 (690,120円)
	10Mb/sのもの	781,000円 (843,480円)
	20Mb/sのもの	917,000円 (990,360円)
	30Mb/sのもの	1,035,000円 (1,117,800円)
	50Mb/sのもの	1,221,000円 (1,318,680円)
	70Mb/sのもの	1,450,000円 (1,566,000円)
	100Mb/sのもの	1,826,000円 (1,972,080円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	198,000円 (213,840円)
	2 Mb/sのもの	225,000円 (243,000円)
	3 Mb/sのもの	279,000円 (301,320円)
	5 Mb/sのもの	420,000円 (453,600円)
	7 Mb/sのもの	744,000円 (803,520円)
	10Mb/sのもの	894,000円 (965,520円)
	20Mb/sのもの	1,092,000円 (1,179,360円)
	30Mb/sのもの	1,257,000円 (1,357,560円)
	50Mb/sのもの	1,584,000円 (1,710,720円)

	70Mb/sのもの	1,983,000円 (2,141,640円)
	100Mb/sのもの	2,550,000円 (2,754,000円)

2-1-1-2 波長/SDH型

(1) イーサタイプ (NTT Com光アクセス利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/sのもの	18,000,000円 (19,440,000円)

イ 品目が100Gb/sのもの

A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	2,400,000円 (2,592,000円)
150kmまでのもの	18,000,000円 (19,440,000円)
300kmまでのもの	27,000,000円 (29,160,000円)
600kmまでのもの	33,000,000円 (35,640,000円)
600kmを超えるもの	38,400,000円 (41,472,000円)

B デュアルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	4,000,000円 (4,320,000円)
150kmまでのもの	30,000,000円 (32,400,000円)
300kmまでのもの	45,000,000円 (48,600,000円)
600kmまでのもの	55,000,000円 (59,400,000円)
600kmを超えるもの	64,000,000円 (69,120,000円)

(2) イーサタイプ (ハウジング利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/sのもの	14,800,000円 (15,984,000円)

イ 品目が100Gb/sのもの

A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	1,980,000円 (2,138,400円)
150kmまでのもの	15,800,000円 (17,064,000円)
300kmまでのもの	24,800,000円 (26,784,000円)
600kmまでのもの	30,800,000円 (33,264,000円)
600kmを超えるもの	36,200,000円 (39,096,000円)

B デュアルクラスのもの

1 の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	3,300,000円 (3,564,000円)
150kmまでのもの	26,000,000円 (28,080,000円)
300kmまでのもの	41,000,000円 (44,280,000円)
600kmまでのもの	51,000,000円 (55,080,000円)
600kmを超えるもの	60,000,000円 (64,800,000円)

2-1-2 レイヤー2 ギャランティ (フレキシブルイーサ専用) アクセスに係るもの

トランスポート型

2-1-2-1 イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

(1) シングルクラスのもの

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	745,000円 (804,600円)
200Mb/sのもの	1,326,000円 (1,432,080円)
300Mb/sのもの	1,760,000円 (1,900,800円)
400Mb/sのもの	2,180,000円 (2,354,400円)
500Mb/sのもの	2,600,000円 (2,808,000円)
600Mb/sのもの	3,020,000円 (3,261,600円)
700Mb/sのもの	3,440,000円 (3,715,200円)
800Mb/sのもの	3,790,000円 (4,093,200円)
900Mb/sのもの	4,070,000円 (4,395,600円)
1 Gb/sのもの	4,350,000円 (4,698,000円)
2 Gb/sのもの	5,750,000円 (6,210,000円)
3 Gb/sのもの	7,010,000円 (7,570,800円)

4 Gb/sのもの	8,130,000円 (8,780,400円)
5 Gb/sのもの	9,040,000円 (9,763,200円)
6 Gb/sのもの	9,950,000円 (10,746,000円)
7 Gb/sのもの	10,650,000円 (11,502,000円)
8 Gb/sのもの	11,350,000円 (12,258,000円)
9 Gb/sのもの	12,050,000円 (13,014,000円)
10Gb/sのもの	12,750,000円 (13,770,000円)

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	31,000円 (33,480円)
その品目と基準品目の 差1 Gb/sごとに	66,000円 (71,280円)

(2) デュアルクラスのもの

ア 基本額

1の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,080,000円)
200Mb/sのもの	1,830,000円 (1,976,400円)
300Mb/sのもの	2,450,000円 (2,646,000円)
400Mb/sのもの	3,050,000円 (3,294,000円)
500Mb/sのもの	3,650,000円 (3,942,000円)
600Mb/sのもの	4,250,000円 (4,590,000円)
700Mb/sのもの	4,850,000円 (5,238,000円)
800Mb/sのもの	5,350,000円 (5,778,000円)
900Mb/sのもの	5,750,000円 (6,210,000円)
1 Gb/sのもの	6,150,000円 (6,642,000円)
2 Gb/sのもの	8,150,000円 (8,802,000円)
3 Gb/sのもの	9,950,000円 (10,746,000円)
4 Gb/sのもの	11,550,000円 (12,474,000円)
5 Gb/sのもの	12,850,000円 (13,878,000円)
6 Gb/sのもの	14,150,000円 (15,282,000円)
7 Gb/sのもの	15,150,000円 (16,362,000円)

8 Gb/sのもの	16,150,000円 (17,442,000円)
9 Gb/sのもの	17,150,000円 (18,522,000円)
10Gb/sのもの	18,150,000円 (19,602,000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	44,000円 (47,520円)
その品目と基準品目の 差1 Gb/sごとに	94,000円 (101,520円)

2-1-2-2 イーサタイプ (ハウジング利用)

(1) シングルクラスのもの

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	745,000円 (804,600円)
200Mb/sのもの	871,000円 (940,680円)
300Mb/sのもの	1,095,000円 (1,182,600円)
400Mb/sのもの	1,494,000円 (1,613,520円)
500Mb/sのもの	1,900,000円 (2,052,000円)
600Mb/sのもの	2,313,000円 (2,498,040円)
700Mb/sのもの	2,726,000円 (2,944,400円)
800Mb/sのもの	3,090,000円 (3,337,200円)
900Mb/sのもの	3,391,000円 (3,662,280円)
1 Gb/sのもの	3,671,000円 (3,964,680円)
2 Gb/sのもの	4,700,000円 (5,076,000円)
3 Gb/sのもの	5,750,000円 (6,210,000円)
4 Gb/sのもの	6,660,000円 (7,192,800円)
5 Gb/sのもの	7,430,000円 (8,024,400円)
6 Gb/sのもの	8,130,000円 (8,780,400円)
7 Gb/sのもの	8,760,000円 (9,460,800円)
8 Gb/sのもの	9,390,000円 (10,141,200円)
9 Gb/sのもの	9,950,000円 (10,746,000円)
10Gb/sのもの	10,510,000円 (11,350,800円)

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	27,000円 (29,160円)
その品目と基準品目の 差1Gb/sごとに	55,000円 (59,400円)

(2) デュアルクラスのもの

ア 基本額

1の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,080,000円)
200Mb/sのもの	1,180,000円 (1,274,400円)
300Mb/sのもの	1,500,000円 (1,620,000円)
400Mb/sのもの	2,070,000円 (2,235,600円)
500Mb/sのもの	2,650,000円 (2,862,000円)
600Mb/sのもの	3,240,000円 (3,499,200円)
700Mb/sのもの	3,830,000円 (4,136,400円)
800Mb/sのもの	4,350,000円 (4,698,000円)
900Mb/sのもの	4,780,000円 (5,162,400円)
1Gb/sのもの	5,180,000円 (5,594,400円)
2Gb/sのもの	6,650,000円 (7,182,000円)
3Gb/sのもの	8,150,000円 (8,802,000円)
4Gb/sのもの	9,450,000円 (10,206,000円)
5Gb/sのもの	10,550,000円 (11,394,000円)
6Gb/sのもの	11,550,000円 (12,474,000円)
7Gb/sのもの	12,450,000円 (13,446,000円)
8Gb/sのもの	13,350,000円 (14,418,000円)
9Gb/sのもの	14,150,000円 (15,282,000円)
10Gb/sのもの	14,950,000円 (16,146,000円)

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	36,000円 (38,880円)

その品目と基準品目の 差1 Gb/sごとに	77,000円 (83,160円)
--------------------------	-------------------

2-2 付加機能利用料
回線契約に係るもの
2-2-1 VLAN多重機能

月額

区 分	単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行うことができるようにする機能	1の契約者回線等ごとに	—
<p>備考</p> <p>1 当社は、回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスのトランスポート型（100Mb/s（契約者回線等による区分がNTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用のものを除きます）、1 Gb/s又は10Gb/sの品目に係る者に限ります。）又はギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等に設定する論理回線ごとに、当社が指定する条件に従って符号伝送速度を指定していただきます。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、当社が指定する論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。</p> <p>ただし、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目ごとに当社が定める符号伝送速度を超える場合は、論理回線を設定することができません。</p> <p>4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

2-2-2 デュアルアクセス機能

月額

区 分	単 位	料金額
1の回線契約において加入者回線に係る区間等を二重化する機能	NTT Com光アクセス利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 1,480,000円 (1,598,400円)
	ハウジング利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 1,480,000円 (1,598,400円)
	NTT西日本ワイド利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 50,000円 (54,000円)
<p>備考</p> <p>1 この機能により二重化される区間は、次に掲げる区間とします。</p> <p>(1) NTT Com光アクセス利用の加入者回線に係る区間</p> <p>(2) 当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所相互間の区間であって、同一の都道府県の区域内に終始する区間</p> <p>(3) NTT西日本ワイド利用の加入者回線の終端から当社が指定する近隣のUniversal Oneサービス取扱所までに係る区間</p>		

- 2 当社は、回線契約者（100Gb/sの品目に係る者及び契約者回線等による区分がNTT西日本ワイド利用に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 3 2に規定するほか、当社は、ハウジング利用に係るものについては、その回線契約に係る区間に、1の(2)に規定する区間を含む場合に限り、この機能を提供します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する 料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>事務手数料</td><td>加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	事務手数料	加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
	種 別	内 容					
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金						
事務手数料	加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 の代表契約又は1 の回線契約ごとに	800円 (864円)
事務手数料	1 の回線契約ごとに	3,000円 (3,240円)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、付加機能工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ネットワーク工事費は、交換等設備等に関する工事を要する場合に適用します。
(3) アクセス回線工事費の適用	<p>ア アクセス回線工事費は、加入者回線及び契約者回線に係る工事を要する場合に適用します。</p> <p>イ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯にVPNサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。）又は専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）に係る加入者回線の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p>
(4) 付加機能工事費の適用	付加機能工事費は、付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
(5) 区別等の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 区別等の変更の場合の工事費は、変更後の区別等に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部等の変更又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続等に関する工事について適用します。</p> <p>イ アクセス回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>
(6) 配線経路調査工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（光アクセス回線に限ります。）に係るものに限ります。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路調査工事とは、Universal One契約者から、配線経路調査工事費を支払うことを条件として、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の調査を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその調査を行うことをいいます。</p>

	<p>イ 当社は、Universal One契約者から配線経路調査工事の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路調査工事を行います。</p> <p>ウ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路調査工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路調査工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>エ Universal One契約者は、次の場合に、配線経路調査工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が配線経路調査工事を行ったとき。</p> <p>(イ) 当社が配線経路調査工事を行う当日にUniversal One契約者の責めに帰すべき理由によりその調査を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路調査工事が完了しなかった場合は、配線経路調査工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、配線経路調査工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(7) 配線経路構築工事費</p>	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（光アクセス回線に限ります。）に係るものに限ります。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路構築工事とは、Universal One契約者から、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の構築を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその構築を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、Universal One契約者から配線経路構築工事の申出があった場合は、当社がその配線経路の構築を必要と認める場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路構築工事を行います。</p> <p>ウ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路構築工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路構築工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>エ Universal One契約者は、次の場合に、配線経路構築工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が配線経路構築工事を行ったとき。</p> <p>(イ) 当社が配線経路構築工事を行う当日にUniversal One契約者の責めに帰すべき理由によりその構築を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路構築工事が完了しなかった場合は、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</p>

	<p>カ エ及びオのほか、当社は、配線経路構築工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>				
<p>(8) 結果報告工事費の適用</p>	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型に係るものに限り。）について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</p> <p>ア 工事結果報告とは、Universal One契約者から、結果報告工事費を支払うことを条件として、当社からそのUniversal One契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</p> <p>イ 工事結果報告の対象となる工事は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事に限りです。</p> <p>ウ 当社は、Universal One契約者から工事結果報告の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、工事結果報告を行います。</p> <p>エ Universal One契約者は、次の場合に、結果報告工事費の支払いを要します。</p> <p>（ア）当社が工事結果報告を行ったとき。</p> <p>（イ）Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が工事結果報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により工事結果報告が完了しなかった場合は、結果報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、工事結果報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>				
<p>(9) 割増工事費の適用</p>	<p>当社は、Universal One契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告を行う時間帯は、そのUniversal One契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="544 1576 1272 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1576 903 1630">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="903 1576 1272 1630">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1630 903 1854">午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）</td> <td data-bbox="903 1630 1272 1854">その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額				

<p>(10) 訪問時刻指定工事費の適用</p>	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。）又は専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、Universal One契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのUniversal One契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事</p> <p>(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）</p> <p>(ウ) (6)欄に規定する配線経路調査工事</p> <p>(エ) (7)欄に規定する配線経路構築工事</p> <p>ウ Universal One契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ Universal One契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、Universal One契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ Universal One契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ク カ及びキのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p>ケ 当社は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事と配線経路構築工事を同一の日に行う場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>コ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
--------------------------	---

(11) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(10)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とUniversal One契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。
(12) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

Universal Oneサービスの提供の開始、区別等の変更、契約者回線若しくは加入者回線の設置若しくは移転、回線収容部等の変更、所属VPNグループの変更、他社接続契約者回線の接続の変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	1の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(2) アクセス回線工事費	1の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(3) 付加機能工事費	ア 代表契約に係るもの(クラウドコネクタ接続機能を除きます。)	1のVPNグループごとに 別に算定する実費
	イ 代表契約に係るもの(クラウドコネクタ接続機能に限ります。)	1の工事ごとに 別に算定する実費
	ウ 回線契約に係るもの	1の契約者回線等ごとに 別に算定する実費
(4) 配線経路調査工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(5) 配線経路構築工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(6) 結果報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(7) 訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(8) 開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2類 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	ア 設備費は、特別な契約者回線等又はUniversal One網に係る電気通信設備の部分について適用します。 イ 当社は、アに定める特別な電気通信設備によるUniversal Oneサービスの提供にあたり、個別の維持管理を行う必要がある場合は、一時費用として定める設備費のほか、その設備によるUniversal Oneサービスの提供期間中、その維持管理に要する費用を月額で定める設備費として適用します。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
設備費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

1 の契約ごとに 300円 (324円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (432円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容										
回線制御装置の種別等に係る料金の適用	ア 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別を定めます。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル等</td> <td>ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置</td> </tr> <tr> <td>クラウドWi-Fiアクセスポイント</td> <td>無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	Universal Oneターミナル等	ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置	クラウドWi-Fiアクセスポイント	無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの				
	種 別	内 容									
	Universal Oneターミナル等	ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置									
クラウドWi-Fiアクセスポイント	無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの										
備考 当社は、代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合に限り、その代表契約者に係る回線契約者に対して、クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。											
	イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類を定めます。 Universal Oneターミナル等に係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現用機</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> <tr> <td>Universal Oneターミナル L2アダプター</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>予備機</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するUniversal Oneターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	現用機	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> <tr> <td>Universal Oneターミナル L2アダプター</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> </tbody> </table>	Universal Oneターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの	Universal Oneターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの	予備機	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するUniversal Oneターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの
種 類	内 容										
現用機	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> <tr> <td>Universal Oneターミナル L2アダプター</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> </tbody> </table>	Universal Oneターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの	Universal Oneターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの						
Universal Oneターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するもの										
Universal Oneターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの										
予備機	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するUniversal Oneターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの										

Universal Oneターミナル L2アダプター コールドスタンバイ	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するUniversal Oneターミナル L2アダプターを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの
--------------------------------------	---

備考

- 1 当社は、現用機を利用する回線契約者（ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者を除きます。）に限り、予備機を提供します。この場合において、現用機と予備機の型、構成及び設定は全て同一のものとしします。これを変更した場合も同様としします。
- 2 当社は、1台の現用機に対し1台の予備機に限り提供します。
- 3 回線契約者は、現用機を使用することができない状態となった場合は、当社の指示するところに従い、予備機を使用するものとしします。

ウ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます
クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 別	内 容
保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣しないもの
保守タイプ2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣するもの

エ 当社は、回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

2-1 Universal Oneターミナル等に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

区 分		単 位	料 金 額
現用機	Universal Oneターミナル	I型	1台ごとに月額 3,900円 (4,212円)
		I型エントリー	1台ごとに月額 3,000円 (3,240円)
	Universal Oneターミナル L2アダプター	A型	1台ごとに月額 2,000円 (2,160円)
		B型	1台ごとに月額 5,000円 (5,400円)

		C型	1台ごとに月額	10,000円 (10,800円)
予備機	Universal Oneターミナル コールドスタンバイ	I型	1台ごとに月額	3,900円 (4,212円)
		I型エントリー	1台ごとに月額	3,000円 (3,240円)
	Universal Oneターミナル L2アダプター コールドスタンバイ	A型	1台ごとに月額	2,000円 (2,160円)
		B型	1台ごとに月額	5,000円 (5,400円)
		C型	1台ごとに月額	10,000円 (10,800円)

2-1-2 Universal Oneターミナル III型に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
本 体	現 用 機	Universa l One タ ーミナル	III型-1	1台ごとに月額 6,700円 (7,236円)
			III型-2	1台ごとに月額 10,800円 (11,664円)
			III型-3 A	1台ごとに月額 16,800円 (18,144円)
			III型-3 B	1台ごとに月額 22,800円 (24,624円)
			III型-3	1台ごとに月額 28,500円 (30,780円)
			III型-4	1台ごとに月額 63,600円 (68,688円)
			III型-5	1台ごとに月額 18,900円 (20,412円)
	予 備 機	Universa l One タ ーミナル コールド スタンバ イ	III型-1	1台ごとに月額 6,700円 (7,236円)
			III型-2	1台ごとに月額 10,800円 (11,664円)
			III型-3 A	1台ごとに月額 16,800円 (18,144円)
			III型-3 B	1台ごとに月額 22,800円 (24,624円)
		III型-3	1台ごとに月額 28,500円 (30,780円)	

		Ⅲ型－４	1台ごとに月額	63,600円 (68,688円)
		Ⅲ型－５	1台ごとに月額	18,900円 (20,412円)
追加 物品	Ⅲ型モジュール群A		1個ごとに月額	300円 (324円)
	Ⅲ型モジュール群B		1個ごとに月額	1,000円 (1,080円)
	Ⅲ型モジュール群C		1個ごとに月額	2,000円 (2,160円)
	Ⅲ型モジュール群D		1個ごとに月額	3,000円 (3,240円)
	Ⅲ型モジュール群E		1個ごとに月額	5,000円 (5,400円)
	Ⅲ型モジュール群F		1個ごとに月額	7,000円 (7,560円)
	Ⅲ型モジュール群G		1個ごとに月額	10,000円 (10,800円)
	Ⅲ型モジュール群H		1個ごとに月額	20,000円 (21,600円)
備考 当社は、追加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。				

2-1-3 Universal Oneターミナル P型-1に係るもの

区 分			単 位	料 金 額
現 用 機	Universal One ターミナル	P型-1	1台ごとに月額	3,000円 (3,240円)

2-2 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ0	保守タイプ2
本 体	I型	1台ごとに 月額	2,700円 (2,916円)	3,800円 (4,104円)
	II型	1台ごとに 月額	4,000円 (4,320円)	5,300円 (5,724円)
	III型	1台ごとに 月額	—	8,800円 (9,504円)
付 加	PoEスイッチ	1台ごとに 月額	—	5,000円 (5,400円)

物 品	P o E インジェクター	1 台ごとに 月額	500円 (540円)	700円 (756円)
	A C アダプター	1 台ごとに 月額	200円 (216円)	—
備考				
<p>1 当社は、付加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。この場合において、本体と付加物品に係る回線制御装置の保守の区別は同一とします。</p> <p>2 当社は、本体のⅢ型及び付加物品の P o E スイッチについては、保守タイプ 2 に限り提供します。</p> <p>3 当社は、付加物品の A C アダプターについては、保守タイプ 0 に限り提供します。</p>				

第 4 回線制御装置に係る工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal One ターミナル等に係る工事費の適用	Universal One ターミナル等に係る工事費は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定するところによります。
(2) 工事等実施前に工事の取消等があった場合の工事費の適用	<p>Universal One 契約者は、クラウド Wi-Fi アクセスポイントに係る工事又は設置場所調査（以下この欄において「工事等」といいます。）を要する請求をした場合であって、次に掲げる期間にその請求の取消し又は Universal One 契約の解除（以下この欄において「取消等」といいます。）があったときは、それぞれ次に掲げる工事費の支払いを要します。</p> <p>ア 工事等実施予定日から起算して 2 営業日前の午後 3 時から 1 営業日前の午後 3 時までの間における取消等の場合 その工事等に要する工事費の半額の工事費</p> <p>イ 工事等実施予定日から起算して 1 営業日前の午後 3 時以降における取消等の場合 その工事等に要する工事費と同額の工事費</p>

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
クラウド Wi-Fi アクセスポイントに係る工事等	1 の工事等ごとに	別に算定する実費

第 5 保守オプションサービスに係る料金

1 適用

区 分	内 容

(1) 保守オプションサービスに係る料金の適用	当社は、保守オプションサービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。
(2) オンサイト保守スポット対応に係る料金の適用	オンサイト保守スポット対応に係る料金は、次の場合に支払いを要します。 ア 当社がオンサイト保守を行う場所に到着したとき。 イ Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社がオンサイト保守を行う場所に到着できなかったとき。

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額
保守オプションサービスに係る料金	ア フレックス一元故障受付	1の契約者回線等ごとに月額	1,500円 (1,620円)
	イ フレックス24時間サポート	1の契約者回線等ごとに月額	3,000円 (3,240円)
	ウ オンサイト保守スポット対応	1の派遣ごとに	32,000円 (34,560円)

第6 仮想化制御装置の販売価格

1 適用

当社は、仮想化制御装置の販売額を適用するにあたって、次表のとおり仮想化制御装置の種類を定めます。

種類	内容
I型	センドバック保守の期間を1年間とするもの
II型	センドバック保守の期間を3年間とするもの
III型	センドバック保守の期間を5年間とするもの

2 販売価格

種類	販売価格	
	I型	日本国内へ配送する場合
	海外へ配送する場合	25,000円 (27,000円)
II型	日本国内へ配送する場合	17,000円 (18,360円)
	海外へ配送する場合	27,000円 (29,160円)
III型	日本国内へ配送する場合	18,500円 (19,980円)
	海外へ配送する場合	28,500円 (30,780円)

第7 BBルーターの使用料

1 適用

当社は、BBルーターの使用料を適用するにあたって、次表のとおりBBルーターの種類を定めます。

種類	内容
ホームゲートウェイ	音声通信等を行うために利用する装置
無線LANルーター	無線LAN通信を行うために利用する装置
無線LANカード	ホームゲートウェイと接続して無線LAN通信を行うための装置
備考	
1 無線LANルーターは、契約事業者が東日本電信電話株式会社の場合に限り提供します。	
2 無線LANカードは、1台のホームゲートウェイにつき1台に限り提供します。	

2 料金額

区 別	単 位	料 金 額
ホームゲートウェイ	1台ごとに月額	—
無線LANルーター	1台ごとに月額	300円 (324円)
無線LANカード	1台ごとに月額	100円 (108円)

第8 BBルーターの工事費

当社は、次表のとおりBBルーターの工事費を適用します。

区 分	単 位	工事費の額
BBルーター工事費	1の工事等ごとに	別に算定する実費

第9 クラウドコネクタ接続サポートサービスに係る料金

当社は、次表のとおりクラウドコネクタ接続サポートサービスに係る料金を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
導入検討サポート	1の申込みごとに	別に算定する金額
実装サポート	1の申込みごとに	別に算定する金額
運用サポート	1の契約ごとに月額	別に算定する金額

第10 UTM機能サポートサービスに係る料金等

区 分	単 位	料 金 額
設定代行サポート	1の申込みごとに	10,000円 (10,800円)
カスタマサポート	1のVPNグループごとに月額	10,000円 (10,800円)
マネージドベ ーシックサポ ート	UTM機能の 設計支援に係 るもの	1のVPNグループごとに月額 10,000円 (10,800円)

	下記以外の設定代行に係るもの	1の申込みごとに	20,000円 (21,600円)
	利用の開始に関する設定代行	1の申込みごとに	100,000円 (108,000円)
マネージドプロサポート	UTM機能の設計支援に係るもの	1のVPNグループごとに月額	20,000円 (21,600円)
	下記以外の設定代行に係るもの	1の申込みごとに	20,000円 (21,600円)
	利用の開始に関する設定代行	1の申込みごとに	別に算定する金額

第11 E/Sコンバータ使用料

	単 位	料 金 額
E/Sコンバータ使用料	1台ごとに月額	4,000円 (4,320円)

料金表別表 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限ります。）の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT- I	ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT- I	27, 800円 (30, 024円)
		10Mb/s	UT- I			10Mb/s	UT- I	67, 800円 (73, 224円)
		100Mb/s	UT- I			100Mb/s	UT- I	147, 800円 (159, 624円)
	ハウジング	1 Mb/s	UT- I		ハウジング	1 Mb/s	UT- I	27, 800円 (30, 024円)
		10Mb/s	UT- I			10Mb/s	UT- I	67, 800円 (73, 224円)
		100Mb/s	UT- I			100Mb/s	UT- I	147, 800円 (159, 624円)
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT- I	ワイヤレス	—	—	—	5, 600円 (6, 048円)
		10Mb/s	UT- I		—	—	—	5, 600円 (6, 048円)
		100Mb/s	UT- I		—	—	—	5, 600円 (6, 048円)
バースト	—	10Mb/s	UT- I	ワイヤレス	—	—	—	5, 600円 (6, 048円)
	—	100Mb/s	UT- I		—	—	—	5, 600円 (6, 048円)
BEH	—	—	UT-P 1	ワイヤレス	—	—	—	1, 700円 (1, 836円)

BE	-	-	UT-I 又は UT-I エント リー	ワイヤ レス	-	-	-	1,700円 (1,836円)
----	---	---	---------------------------------	-----------	---	---	---	--------------------

イ レイヤーの区別がレイヤー 2 の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	L2ADP-A	ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		10Mb/s	L2ADP-A			10Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		100Mb/s	L2ADP-A			100Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		1 Gb/s	L2ADP-B			1 Gb/s	L2ADP-B	10,000円 (10,800円)
	ハウジング	1 Mb/s	L2ADP-A		ハウジング	1 Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		10Mb/s	L2ADP-A			10Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		100Mb/s	L2ADP-A			100Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,320円)
		1 Gb/s	L2ADP-B			1 Gb/s	L2ADP-B	10,000円 (10,800円)

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

- ア ギャランティ : ギャランティアアクセス
- イ バースト : バーストアクセス
- ウ BEH : ベストエフォート (ハイグレード) アクセス
- エ BE : ベストエフォートアクセス
- オ ワイヤレス : ワイヤレスアクセス
- カ NTTCom光 : NTTCom光アクセス利用
- キ 東西ワイド : NTT東日本・西日本ワイド利用
- ク ハウジング : ハウジング利用
- ケ UT-I : Universal Oneターミナル I型
- コ UT-I エントリー : Universal Oneターミナル I型エントリー
- サ UT-P1 : Universal Oneターミナル P型-1
- シ L2ADP-A : Universal Oneターミナル L2アダプター A型
- ス L2ADP-B : Universal Oneターミナル L2アダプター B型

附 則（平成23年5月6日 BNSネサ第100017号）
この約款は、平成23年5月10日から実施します。

附 則（平成23年6月29日 BNSネサ第100065号）
この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成23年7月26日 BNSネサ第100065-1号）
この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

附 則（平成23年9月29日 NSク第100030号）
この改正規定は、平成23年9月30日から実施します。

附 則（平成23年10月18日 NSク第100041号）
この改正規定は、平成23年10月20日から実施します。

附 則（平成23年12月22日 NSク第100090号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び品目等については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び品目等に相当するものとします。

Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの	Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの セッションに係る区別がシングルセッションに係るもの
--	---

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別がレイヤー3に係るもの 回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの I型
---	---

附 則（平成24年3月28日 NSオ第100415号）
この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

附 則（平成24年8月3日 NSク第200080号）
この改正規定は、平成24年8月6日から実施します。

附 則（平成24年8月6日 VVサ第200341号）

この改正規定は、平成24年8月6日から実施します。

附 則（平成24年8月28日 NSク第200090号）

この改正規定は、平成24年8月29日から実施します。

附 則（平成24年9月28日 NSク第200105号）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則（平成24年10月11日 NSク第200114号）

この改正規定は、平成24年10月12日から実施します。

附 則（平成24年10月11日 NSク第200114号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの II型	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの I型
回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナル コールドスタンバイに係るもの II型	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナル コールドスタンバイに係るもの I型

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年11月27日 NSク第200134号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年12月20日 NSク第200154号）

この改正規定は、平成24年12月25日から実施します。

附 則（平成25年4月1日 NSク第200248号）

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則（平成25年5月16日 NSク第300036号）

この改正規定は、平成25年5月20日から実施します。

附 則（平成25年7月5日 NSク第300086号）

この改正規定は、平成25年7月8日から実施します。

附 則（平成25年7月5日 NSク第300087号）

この改正規定は、平成25年7月8日から実施します。

附 則（平成25年7月25日 NSク第300101号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

インターネット接続機能	インターネット接続機能 全拠点型
-------------	---------------------

附 則（平成25年8月6日 NSク第300112号）

この改正規定は、平成25年8月7日から実施します。

附 則（平成25年9月27日 NSク第300156号）

この改正規定は、平成25年9月30日から実施します。

附 則（平成25年10月28日 NSク第300184号）

この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

附 則（平成25年11月22日 NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成25年12月5日 NSク第300220号）

この改正規定は、平成25年12月10日から実施します。

附 則（平成26年1月28日 NSク第300263号）

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

附 則（平成26年2月3日 NSク第300274号）

この改正規定は、平成26年2月4日から実施します。

附 則（平成26年2月18日 NSク第300281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

インターネット接続機能 VPN型	インターネット接続機能 VPN型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
---------------------	---

附 則（平成26年3月4日 NSク第300296号）

この改正規定は、平成26年3月7日から実施します。

附 則（平成26年3月17日 NSク第300318号）

この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。

附 則（平成26年3月26日 NSク第300345号）

この改正規定は、平成26年3月31日から実施します。

附 則（平成26年3月17日 NSク第300320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以後におけるUniversal One契約の解除については、その解除に係るUniversal One契約者からの通知がこの改正規定実施前であっても、改正前の規定による廃止工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前のUniversal One契約の解除により生じた電気通信サービスの料金その他の債務（廃止工事費に係るものに限りません。）については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月25日 NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月28日 VVサ第301031号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年4月1日 NSク第400001号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年4月22日 NSク第400019号）

この改正規定は、平成26年4月25日から実施します。

附 則（平成26年5月29日 NSク第400052号）

この改正規定は、平成26年5月30日から実施します。

附 則（平成26年6月5日 NSク第400058号）

この改正規定は、平成26年6月6日から実施します。

附 則（平成26年6月10日 NSク第400064号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約

は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及びUniversal Oneサービスの品目等については、左欄の契約に係る回線契約の種類及びUniversal Oneサービスの品目等に相当するものとします。

<p>Universal One契約</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー3に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの</p>	<p>Universal One契約</p> <p>Universal Oneサービスの種類がVPNサービスに係るもの</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー3に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</p> <p>通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>Universal Oneサービスの種類が専用サービスに係るもの</p> <p>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</p> <p>通信の区分がギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの</p>
--	---

附 則（平成26年6月25日 NSク第400085号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成26年6月30日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

<p>代表契約に係るもの</p> <p>インターネット接続機能</p>	<p>代表契約に係るもの</p> <p>インターネット接続機能</p> <p>ベストエフォート型</p>
-------------------------------------	--

<p>全拠点型</p> <p>VPN型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p> <p>回線契約に係るもの インターネット接続機能</p> <p>拠点型</p>	<p>全拠点型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p> <p>VPN型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p> <p>回線契約に係るもの インターネット接続機能 ベストエフォート型</p> <p>拠点型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>
---	---

附 則（平成26年6月25日 NSク第400052-1号）
この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年6月25日 NSク第400086号）
この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年7月26日 NSク第400113号）
この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

- 附 則**（平成26年7月30日 NSク第400117号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているUniversal One契約については、この改正規定実施の日において、そのUniversal One契約者から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなし、そのUniversal One契約者と当社との間でポータル契約を締結したこととします。この場合、そのUniversal One契約者と当社との間で成立するポータル契約は、そのUniversal One契約者に係るUniversal One契約が複数の場合であっても、1契約とします。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の場合には、前項の規定を適用しません。
 - (1) この改正規定実施の際現に、そのUniversal One契約者と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定めるCustomer Portal Terms and Conditionsに基づくPortal Agreementを既に締結しているとき。
 - (2) そのUniversal One契約者から、前項の規定を適用しないでほしい旨の意思表示があったとき。

附 則（平成26年7月31日 NSク第400119号）
この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附 則（平成26年8月20日 NSク第400126号）
この改正規定は、平成26年8月20日から実施します。

附 則（平成26年9月5日 NSク第400155号）

この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

附 則（平成26年10月29日 NSク第400272号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類については、左欄の契約に係る回線契約の種類に相当するものとします。

Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー3に係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの	Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー3に係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの 品目が3Gタイプに係るもの
---	--

附 則（平成26年12月8日 NSク第400327号）
この改正規定は、平成26年12月10日から実施します。

附 則（平成26年12月12日 NSク第400336号）
この改正規定は、平成26年12月15日から実施します。

附 則（平成26年12月18日 NSク第400336-1号）
この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。

附 則（平成26年12月22日 NSク第400363号）
この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。

附 則（平成26年12月25日 NSク第400376号）
この改正規定は、平成27年1月9日から実施します。

附 則（平成27年1月9日 NSク第400394号）
この改正規定は、平成27年1月16日から実施します。

附 則（平成27年1月28日 NSク第400410号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年1月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類については、左欄の契約に係る回線契約の種類に相当するものとします。

Universal One契約 専用契約 回線契約（100Gb/sの品目に係るものに限りします。）	Universal One契約 専用契約 回線契約（100Gb/sの品目に係るものに限りします。） サービスクラスに係る区別がシン
---	--

附 則 (平成27年2月5日 NS才第400320号)

この改正規定は、平成27年2月5日から実施します。

ただし、この約款中、事務手数料に関する部分については、平成27年9月1日より実施します。

附 則 (平成27年2月24日 NSク第400460号)

この改正規定は、平成27年2月27日から実施します。

附 則 (平成27年3月25日 NSク第400537号)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則 (平成27年4月7日 NSク第500002号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等に相当するものとしします。

<p>Universal One契約 専用契約 回線契約（10Gb/s及び100Gb/sの品目に係るものを除きます。） 回線契約（10Gb/s又は100Gb/sの品目に係るものに限りします。）</p>	<p>Universal One契約 専用契約 回線契約（10Gb/s及び100Gb/sの品目に係るものを除きます。） 伝送方式に係る区別がトランスポート型に係るもの 回線契約（10Gb/s又は100Gb/sの品目に係るものに限りします。） 伝送方式に係る区別が波長/SDH型に係るもの</p>
---	---

附 則 (平成27年4月9日 NSク第500005号)

この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。

附 則 (平成27年5月25日 NSテ第500028号)

この改正規定は、平成27年5月26日から実施します。

附 則 (平成27年5月29日 NSク第500060号)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則 (平成27年6月10日 NSク第500074号)

この改正規定は、平成27年6月15日から実施します。

附 則 (平成27年3月25日 NSク第400537号)

この改正規定は、平成27年6月22日から実施します。

附 則 (平成27年7月14日 NSク第500112号)

この改正規定は、平成27年7月22日から実施します。

附 則（平成27年7月29日 NSク第500133号）

この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年8月24日 NSク第500152号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年8月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

BizCITY接続機能	クラウドコネクト機能 その他接続タイプ
-------------	------------------------

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年9月30日 NSク第500203号）

この改正規定は、平成27年9月30日から実施します。

附 則（平成27年10月5日 NSク第500208号）

この改正規定は、平成27年10月6日から実施します。

附 則（平成27年10月29日 NSク第500242号）

この改正規定は、平成27年10月30日から実施します。

附 則（平成27年11月5日 NSク第500246号）

この改正規定は、平成27年11月6日から実施します。

附 則（平成27年11月19日 NSク第500263号）

この改正規定は、平成27年11月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、付加機能利用料（Universal One Virtual機能に係るものであって日本国内に設置される仮想サーバに係るもの及び機体認証機能に係るものに限ります。）に係る部分については、平成28年2月1日より実施します。

附 則（平成27年12月17日 NSク第500310号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

V B B S機能 タイプ1	セキュリティ機能 V B B Sタイプ
V B B S機能 タイプ2	セキュリティ機能 I W S a a Sタイプ

附 則（平成27年12月21日 NSク第500315号）

この改正規定は、平成27年12月24日から実施します。

附 則（平成27年12月24日 NSク第500320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、当社の契約約款若しくは利用規約及び料金表（以下「旧約款」といいます。）に基づき締結した次に掲げる表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次に掲げる表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

(1) Universal Oneサービスに係るもの

Universal Oneサービス契約約款 Universal Oneサービス	Universal Oneサービス契約約款（第1編） Universal Oneサービス第1種
--	--

(2) IP伝送サービスに係るもの

IP伝送サービス契約約款 IP伝送サービス	Universal Oneサービス契約約款（第2編） Universal Oneサービス第2種第1類
------------------------------	---

(3) IP伝送（イーサアクセス）サービスに係るもの

IP伝送（イーサアクセス）サービス契約約款 IP伝送（イーサアクセス）サービス	Universal Oneサービス契約約款（第3編） Universal Oneサービス第2種第2類
--	---

(4) イーサネット通信サービスに係るもの

イーサネット通信サービス契約約款 イーサネット通信サービス 第2種イーサネット通信網サービス 第5種イーサネット通信網サービス 第6種イーサネット通信網サービス 第7種イーサネット通信網サービス	Universal Oneサービス契約約款（第4編） Universal Oneサービス第3種第1類 第2種イーサネット通信網サービス 第5種イーサネット通信網サービス 第6種イーサネット通信網サービス 第7種イーサネット通信網サービス
--	---

(5) イーサネット伝送サービスに係るもの

イーサネット伝送サービス契約約款 イーサネット伝送サービス	Universal Oneサービス契約約款（第5編） Universal Oneサービス第3種第2類
--------------------------------------	---

(6) クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの

IP通信網サービス契約約款（共通編）及び別冊（クローズドコンピュータ通信網サービス）	Universal Oneサービス契約約款（第6編）
--	----------------------------

クローズドコンピュータ通信網サービス	Universal Oneサービス第4種
--------------------	----------------------

(7) Group-Etherサービスに係るもの

Group-Etherサービス利用規約	Universal Oneサービス契約約款（第7編）
Group-Etherサービス	Universal Oneサービス第5種

(8) 専用サービスに係るもの

専用サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第8編）
専用サービス	Universal Oneサービス第6種
高速デジタル伝送サービス	高速デジタル伝送サービス
超高速品目に係るもの	超高速品目に係るもの
イーサネット専用サービス	イーサネット専用サービス

3 削除

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、この附則の2に掲げる表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前に、旧約款により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

6 この改正規定実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成28年1月14日 NSク第500334号）

この改正規定は、平成28年1月15日から実施します。

附 則（平成28年1月29日 NSオ第500294号）

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年2月9日 NSク第500391号）

この改正規定は、平成28年2月10日から実施します。

附 則（平成28年2月23日 NSク第500416号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年2月25日から実施します。

（料金の適用）

2 削除

附 則（平成28年3月18日 NSオ第500352号）

この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

附 則（平成28年3月14日 NSク第500444号）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則（平成28年4月18日 NSク第00030187号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年4月20日から実施します。

（料金の適用）

2 平成28年4月20日から平成28年7月31日までの間に、カスタマポータルから付加

機能（クラウドコネク機能（Amazon接続タイプに限ります。）に限ります。）の申込みがあった場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））2（工事費の額）に規定する付加機能工事費（代表契約に係るもの（クラウドコネク機能に限ります。）に限ります。）を適用しません。

附 則（平成28年6月2日 NSク第00044129号）
この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。

附 則（平成28年6月2日 NSク第00044135号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。
（料金の適用）
- 2 NSク第500416号（平成28年2月23日）の附則の2を平成28年6月6日をもって削除します。
- 3 削除

附 則（平成28年6月28日 NSク第00055459号）
この改正規定は、平成28年6月30日から実施します。

附 則（平成28年6月24日 NSク第00054018号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別がクラウドWi-Fi アクセスポイントに係るもの	回線制御装置の種別がクラウドWi-Fi アクセスポイントに係るもの 回線制御装置の保守の区別が保守タイプ2に係るもの
--------------------------------------	--

附 則（平成28年7月29日 NSク第00068924号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネク機能 Microsoft接続タイプ Microsoft Peering機能	クラウドコネク機能 Microsoft接続タイプ Microsoft Peering
--	--

（料金の適用）

- 3 NSク第00044135号（平成28年6月2日）の附則の3を平成28年8月1日をもって削除します。
- 4 削除

附 則（平成28年8月17日 NSク第00073920号）

この改正規定は、平成28年8月22日から実施します。

附 則（平成28年10月4日 NSク第00093916号）

この改正規定は、平成28年10月6日から実施します。

附 則（平成28年10月28日 NSク第00104775号）

この改正規定は、平成28年10月31日から実施します。

附 則（平成28年10月27日 NS才第00103881号）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表通則14(4)エの備考4に係る部分については、平成29年2月1日より実施します。

附 則（平成28年11月28日 NSク第00115230号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等に相当するものとします。

Universal One契約 V P N契約 回線契約 通信の区分がギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの 契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用に係るもの	Universal One契約 V P N契約 回線契約 通信の区分がギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの 契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用に係るもの 分散に係る区別が分散パターン1に係るもの
--	--

附 則（平成29年1月6日 NSク第00131048号）

この改正規定は、平成29年1月10日から実施します。

附 則（平成29年2月14日 NSク第00146473号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年2月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年2月27日 NS才第00152724号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の附帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の附帯サービスとみなして取り扱います。

Universal Oneサービスに係るもの ボイスゲートウェイ等の提供等	Universal Oneサービスに係るもの BBルーターの提供等
クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供 端末設備の種類がボイスゲートウェイ型に係るもの 上記に付随する無線LANカードに係るもの	クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供 端末設備の種類がBBルーター型のホームゲートウェイに係るもの 端末設備の種類がBBルーター型の無線LANカードに係るもの

附 則（平成29年3月9日 NSク第00158803号）

この改正規定は、平成29年3月10日から実施します。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171242号）

この改正規定は、平成29年3月30日から実施します。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171889号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 4 NSク第500320号（平成27年12月24日）の附則の3を削除します。

附 則（平成29年3月30日 NSク第00174547号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年4月12日 NSク第00180495号）

この改正規定は、平成29年4月17日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186270号）

この改正規定は、平成29年4月28日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186268号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186269号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年6月8日 NSク第00201791号）

この改正規定は、平成29年6月12日から実施します。

附 則（平成29年6月29日 NSオ第00210363号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年6月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年6月27日 NSク第00209468号）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則（平成29年7月28日 NSク第00221493号）

この改正規定は、平成29年8月3日から実施します。

附 則（平成29年10月13日 NSク第00251158号）

この改正規定は、平成29年10月16日から実施します。

附 則（平成29年10月13日 NSク第00251267号）

この改正規定は、平成29年10月16日から実施します。

附 則（平成29年10月26日 NSオ第00256872号）

この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に係る部分については、平成29年10月1日から適用します。

附 則（平成29年10月27日 NSク第00257554号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。
（料金の適用）
- 2 NSク第00068924号（平成28年7月29日）の附則の4を平成29年11月1日をもって削除します。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネク機能（Microsoft接続タイプのものに限ります。）に限ります。）に係る付加機能利用料については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年11月6日 NSク第00260686号）

この改正規定は、平成29年11月8日から実施します。